

# 第 2 四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第 2 四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社みずほフィナンシャルグループ  
(E03615)

## 目次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【生産、受注及び販売の状況】	8
2 【事業等のリスク】	8
3 【経営上の重要な契約等】	8
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	9
第3 【設備の状況】	35
1 【主要な設備の状況】	35
2 【設備の新設、除却等の計画】	35
第4 【提出会社の状況】	36
1 【株式等の状況】	36
(1) 【株式の総数等】	36
【株式の総数】	36
【発行済株式】	37
(2) 【新株予約権等の状況】	41
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	47
(4) 【ライツプランの内容】	48
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	48
(6) 【大株主の状況】	49
(7) 【議決権の状況】	51
【発行済株式】	51
【自己株式等】	51
2 【株価の推移】	52
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	52
3 【役員の状況】	52
第5 【経理の状況】	53
1 【中間連結財務諸表】	54
(1) 【中間連結貸借対照表】	54
(2) 【中間連結損益計算書】	56
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	57
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	60
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	62
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	71
【表示方法の変更】	72
【追加情報】	73

【注記事項】	74
【事業の種類別セグメント情報】	126
【所在地別セグメント情報】	127
【海外経常収益】	128
【セグメント情報】	129
【関連情報】	132
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	133
【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	133
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	133
2 【その他】	139
3 【中間財務諸表等】	141
(1) 【中間財務諸表】	141
【中間貸借対照表】	141
【中間損益計算書】	142
【中間株主資本等変動計算書】	143
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	145
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	146
【追加情報】	146
【注記事項】	147
4 【その他】	150
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	151
独立監査人の中間監査報告書	152

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月26日
【四半期会計期間】	第9期第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 塚本 隆史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京 03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 主計部長 山田 達也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京 03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 主計部長 山田 達也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

#### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度
		中間連結会計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	（自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日）	（自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日）
連結経常収益	百万円	1,903,592	1,485,032	1,449,871	3,514,428	2,817,625
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	56,788	103,789	423,829	395,131	327,127
連結中間純利益	百万円	94,577	87,806	341,759	-	-
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	-	-	-	588,814	239,404
連結純資産額	百万円	4,968,143	5,605,965	6,689,256	4,186,606	5,837,053
連結総資産額	百万円	153,222,014	155,857,870	157,754,464	152,723,070	156,253,572
1株当たり純資産額	円	211,407.06	175.05	179.55	104.38	191.53
1株当たり中間純利益金額	円	8,373.41	6.89	19.15	-	-
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	-	-	-	54.14	16.29
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	7,078.95	6.17	17.50	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	-	15.57
自己資本比率	%	2.16	2.10	2.78	1.39	2.24
連結自己資本比率 (第一基準)	%	11.45	12.92	15.40	10.53	13.46
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	40,782	7,339,605	1,557,234	573,765	13,432,719
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	786,674	8,476,394	222,172	2,408,207	14,153,529
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	403,331	301,518	247,907	32,972	231,801
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	2,397,928	4,338,302	3,130,756	5,048,671	4,678,783
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	51,429 [19,409]	58,154 [20,189]	58,244 [19,154]	50,191 [18,988]	57,014 [20,031]

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成20年度は1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を採用しております。

6. 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
7. 当社は、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年6月26日の定時株主総会において決議し、平成21年1月4日に実施しております。
- 当該端数等無償割当てに伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

(参考)

		平成20年度 中間連結会計期間
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)
1株当たり純資産額	円	211.40
1株当たり中間純利益金額	円	8.37
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	7.07

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益	百万円	426,950	19,607	32,606	442,701	33,792
経常利益	百万円	411,268	3,048	16,770	411,961	1,086
中間(当期)純利益	百万円	454,600	3,093	16,585	378,815	3,379
資本金	百万円	1,540,965	1,805,565	2,181,375	1,540,965	1,805,565
発行済株式総数	株	普通株式 11,178,846.66	普通株式 15,181,366,260	普通株式 21,539,573,760	普通株式 11,178,940,660	普通株式 15,494,397,690
		優先株式 951,442	優先株式 951,442,000	優先株式 951,442,000	優先株式 951,442,000	優先株式 951,442,000
純資産額	百万円	3,683,398	4,010,853	4,645,179	3,608,611	4,011,146
総資産額	百万円	4,550,820	5,230,489	5,979,975	4,552,741	5,225,971
1株当たり配当額	円	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 10	普通株式 8
		第十一回第十一種 優先株式 -	第十一回第十一種 優先株式 -	第十一回第十一種 優先株式 -	第十一回第十一種 優先株式 20	第十一回第十一種 優先株式 20
		第十三回第十三種 優先株式 -	第十三回第十三種 優先株式 -	第十三回第十三種 優先株式 -	第十三回第十三種 優先株式 30	第十三回第十三種 優先株式 30
自己資本比率	%	80.93	76.65	77.64	79.23	76.72
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	268 [32]	299 [32]	306 [30]	283 [32]	294 [31]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

3. 当社は、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年6月26日の定時株主総会において決議し、平成21年1月4日に実施しております。

## 2【事業の内容】

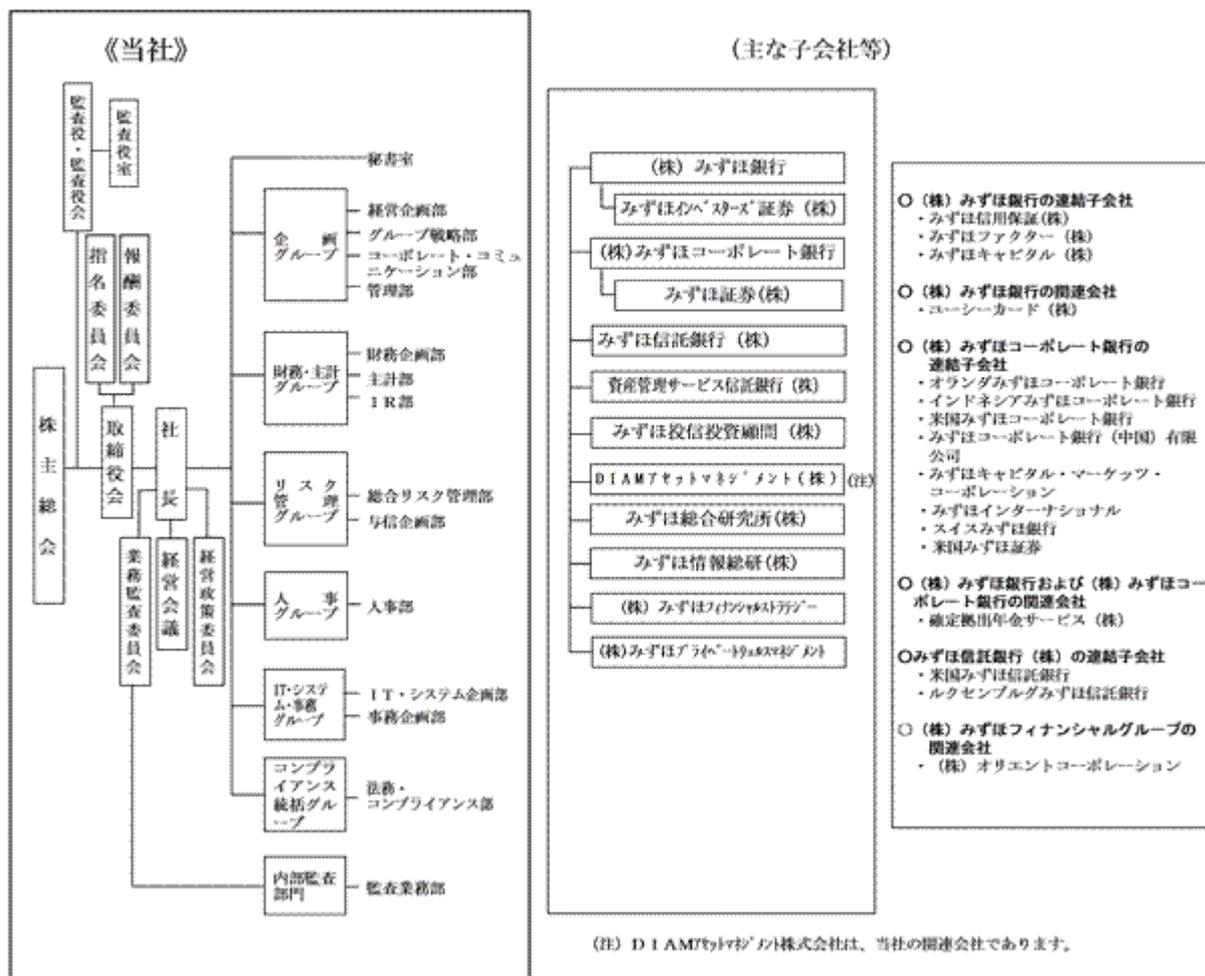
当第 2 四半期連結会計期間において、「みずほフィナンシャルグループ」（当社及び当社の関係会社。以下、当社グループ）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

当第 2 四半期連結会計期間における主な子会社等の異動は以下のとおりです。

（その他）株式会社オリエントコーポレーションを平成22年9月22日に持分法適用関連会社といたしました。当社グループの組織を図によって示すと次のとおりであります。

### 事業系統図

（平成 22 年 9 月 30 日現在）



当社及び当社の主な子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記のとおりとなります。

グローバルコーポレートグループ：

（株）みずほコーポレート銀行、みずほ証券（株）、オランダみずほコーポレート銀行、インドネシアみずほコーポレート銀行、米国みずほコーポレート銀行、みずほコーポレート銀行（中国）有限公司、みずほキャピタル・マーケッツ・コーポレーション、みずほインターナショナル、スイスみずほ銀行、米国みずほ証券

グローバルリテールグループ：

（株）みずほ銀行、みずほインベスターズ証券（株）、みずほ信用保証（株）、みずほファクター（株）、みずほキャピタル（株）、ユーシーカード（株）

グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ：

みずほ信託銀行（株）、資産管理サービス信託銀行（株）、みずほ投信投資顧問（株）、DIAMアセットマネジメント（株）、（株）みずほプライベートウェルスマネジメント、米国みずほ信託銀行、ルクセンブルグみずほ信託銀行

その他：

（株）みずほフィナンシャルグループ、みずほ総合研究所（株）、みずほ情報総研（株）、（株）みずほフィナンシャルストラテジー、確定拠出年金サービス（株）、（株）オリエントコーポレーション

### 3【関係会社の状況】

- (1) 当第2四半期連結会計期間において、当社の関連会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当第2四半期連結会計期間において、当社の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。
- (3) 当第2四半期連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。  
三豊証券株式会社
- (4) 当第2四半期連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社は次のとおりであります。

(連結子会社)

グローバルコーポレートグループ

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Mizuho Securities India Private Limited	インド共和国ムンバイ市	千インドルピー 400	証券業務	100.0 (100.0) [-]	-	-	-	-	-

(持分法適用関連会社)

その他

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(株)オリエントコーポレーション	東京都千代田区	百万円 150,000	割賦金融業	27.0 (27.0) [2.1]	-	-	-	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社は、株式会社オリエントコーポレーションであります。
3. 上記関係会社のうち、四半期連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

#### 4【従業員の状況】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	58,244 [19,154]
---------	--------------------

(注) 1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員19,071人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

##### (2) 当社の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	306 [30]
---------	-------------

(注) 1. 従業員数は、社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員4人、嘱託及び臨時従業員32人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

3. 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数(他社への出向者を含む)は199人であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載しておりません。

### 2【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下の通りです。本項に含まれている将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4.事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

#### 1. 財務面に関するリスク

##### (3) 自己資本比率に係るリスク

各種リスクの顕在化や自己資本比率規制の変更による自己資本比率への悪影響

当社グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性ならびに本項に示した各種リスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した各種リスクの顕在化や自己資本比率算出における計測手法の変更等により自己資本比率が低下する可能性があります。なお、自己資本比率規制において、基本的項目に算入可能な繰延税金資産の純額の割合の上限は20%とされており、かかる規制等により、当社や銀行子会社の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

また、日本の銀行の自己資本比率規制はバーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、当該枠組みの内容が変更された場合、もしくは金融庁による日本の銀行への規制内容が変更された場合に、その結果として自己資本比率が要求される水準を充足できなくなる可能性があります。例えば、平成21年12月以降、バーゼル銀行監督委員会やその上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ等が、銀行セクターの強靱性の強化に関する一連の発表を行っております。

仮に当社や銀行子会社の自己資本比率が一定基準を下回った場合には、自己資本比率の水準に応じて、金融庁から、資本の増強を含む改善計画の提出、さらには総資産の圧縮又は増加の抑制、一部の業務の縮小等の是正措置を求められる可能性があります。加えて、当社グループの一部銀行子会社は、米国その他の事業を行う諸外国において、自己資本比率規制を受けており、当該規制に抵触した場合には、当社グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 3. 金融諸環境等に関するリスク

法令諸規制の改正等による悪影響

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法、独占禁止法や会計基準等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、自己資本比率規制を含む銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用もを受けております。例えば、平成21年12月以降、バーゼル銀行監督委員会やその上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ等が、銀行セクターの強靱性の強化に関する一連の発表を行っているように、これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される等、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成23年3月期第2四半期累計期間（平成22年4月1日～平成22年9月30日）及び第2四半期会計期間（平成22年7月1日～平成22年9月30日）における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下の通りと分析しております。

なお、本項における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

##### 1. 業績の状況

###### （金融経済環境）

当第2四半期連結累計期間における経済情勢を顧みますと、世界経済は新興国に牽引される形で緩やかな回復を続けておりますが、そのペースは鈍化しつつあり、世界的な財政緊縮によって欧米先進国を中心に景気が下振れするリスクが強まっております。

米国では、設備投資の底堅さや個人消費の持ち直しにより何とか回復が持続しておりますが、企業業績や雇用関連の指標改善が遅れており、景気回復が停滞するリスクがあります。ユーロ圏では、雇用調整の長期化にともなう個人消費の低迷等により、成長率は低い水準に留まっており、加えて一部国家での財政問題が金融市場や実体経済に及ぼす影響が見極め難い状況にあるなど、先行きは不透明な状況にあります。アジアでは、中国における内需拡大が周辺諸国の輸出・生産増をもたらしていることから、低下傾向ではあるものの高い成長率を維持しております。

また、日本経済につきましては、企業収益の改善等により、プラスの成長率を維持しておりますが、緩やかなデフレ状態が依然として続いていることや、急激な円高が進行していること等を受け、改善の動きは停滞しております。先行きにつきましても、景気刺激策による効果の剥落に加え、海外経済の下振れや雇用情勢の悪化、為替相場の変動といった懸念もあり、景気が下押しされるリスクが残っております。

当社グループにおきましては、新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、収益力強化プログラム、財務力強化プログラム及び現場力強化プログラムの三つのプログラムから成る「変革」プログラムを着実に推進していくことにより、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

###### （財政状態及び経営成績の分析）

###### (1) 総論

###### [収益状況]

###### 連結業務純益

- ・当第2四半期連結累計期間の連結粗利益は、前年同期比956億円増加し、1兆1,008億円となりました。
  - ・みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行3行合算ベース（以下、「銀行単体合算ベース」という。）の業務粗利益は、前年同期比948億円増加し（ ）、8,854億円となりました。これは、顧客部門収益が非金利収支を中心として国内・海外ともに前年同期比増加したことに加え、市場部門においても市場動向を的確にとらえた機動的なオペレーションにより収益を確保したことによるものです。
- また、銀行単体合算ベースの経費は全般的な経費削減に努めたこと等により、前年同期比119億円減少し、4,403億円となりました。

〔（ ）前年度は海外特別目的子会社発行優先出資証券を用いた資本調達スキームにおける配当支払先の変更による傘下銀行への影響（450億円、連結では消去）があり、この影響を補正したベースでの前年同期比は+1,398億円〕

- ・証券子会社2社（みずほ証券及びみずほインベスターズ証券）の連結粗利益（純営業収益）は、前年同期比193億円減少いたしました。
- ・以上の結果、連結業務純益は前年同期比1,054億円増加し4,649億円となりました。

###### 連結四半期純利益

- ・銀行単体合算ベースの与信関係費用は、取引先企業に対する再生支援等の取組みを通じた債務者区分の改善等の結果、252億円の戻入となり、前年同期比1,422億円改善いたしました。連結与信関係費用についても85億円の戻入となり、前年同期比1,703億円改善しています。
- ・銀行単体合算ベースの株式関係損益は150億円の損失を計上いたしました。これは保有株式の削減を進め売却益を計上したものの、株価下落に伴い一部銘柄の償却を実施したこと等によるものです。
- ・以上により、連結四半期純利益は、前年同期比2,539億円増加し、3,417億円となり、上期計画1,800億円を大きく上回りました。

###### 金利収支の状況

- ・当第2四半期連結累計期間の貸出金平均残高（ ）は、前年度下期比1.9兆円減少いたしました。これは、大企業向けを中心とした国内貸出の減少、及び為替影響を含めた海外貸出の減少によるものです（平成21年度下期貸出金平均残高63.0兆円、平成22年度上期貸出金平均残高61.0兆円）。
- 〔（ ）銀行単体合算ベース、(株)みずほフィナンシャルグループ向け貸出金を除く。海外店分については為替影響を含む。〕
- ・同期の預貸金利回差（ ）は1.36%と、市場金利の低下に伴う貸出金利回りの低下を主因として、前年度下期比若干縮小（ 0.03% ）しております。
- 〔（ ）みずほ銀行・みずほコーポレート銀行の国内業務部門合算、(株)みずほフィナンシャルグループ向け・預金

保険機構及び政府等向け貸出金を除く。]

非金利収支の状況

- ・当第2四半期連結累計期間の顧客部門の非金利収支(銀行単体合算ベース・管理会計ベース)は、前年同期比308億円増加し、1,941億円となりました。
- ・個人部門の投信・年金保険関連手数料は前年同期と比べ大幅に増加したほか、外為収益、海外非金利収支および信託の財管業務収益等が増加しています。

[規律ある資本政策の推進]

- ・平成22年7月、当社普通株式(60億株、払込金額の総額7,516億円)を発行いたしました。これは、資本規制の見直しを踏まえつつ、当社グループの今後の持続的成長の礎としての資本基盤の構築を目的としたものです。また、当社は平成22年度上期において3,417億円の連結中間純利益を計上いたしました。
- ・自己資本をめぐるグローバルな規制見直しが進められる中、金融機関の自己資本充実の重要性は一層高まっていることから、当社グループは、中期的課題としてTier 比率12%程度、本源的資本( )の比率8%以上を目指しておりますが、平成22年度上期は、これら増資の効果や当期純利益の増強等により、平成22年9月末Tier 比率11.78%、本源的資本の比率8.10%となりました。

〔( )本源的資本 = Tier - 優先出資証券 - 優先株(強制転換型は除く)〕

(参考)

第十一回第十一種優先株式の平成22年9月末の残高(自己株式を除く)は4,860億円となりました。

(当初発行総額9,437億円のうち48.5%が転換済)

## (2)経営成績の分析

## [損益の状況]

当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間における損益状況は以下のとおりです。

(図表1) 連結累計期間

	前第2四半期 連結累計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	当第2四半期 連結累計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結粗利益	10,051	11,008	956
資金利益	5,810	5,535	275
信託報酬	241	240	0
うち信託勘定 与信関係費用			
役務取引等利益	2,220	2,191	28
特定取引利益	1,979	1,776	202
その他業務利益	199	1,265	1,464
営業経費	6,577	6,393	183
不良債権処理額 (含:一般貸倒引当金 純繰入額)	1,907	299	1,608
株式関係損益	202	105	307
持分法による投資損益	14	25	10
その他	745	3	749
経常利益( + + + + + )	1,037	4,238	3,200
特別損益	403	272	131
うち貸倒引当金 戻入益等	289	385	95
うち投資損失引当 金戻入益		0	0
税金等調整前四半期 純利益( + )	1,441	4,510	3,068
税金関係費用	8	584	576
少数株主損益調整前 四半期純利益 ( + )	1,433	3,925	2,492
少数株主損益	555	508	46
四半期純利益 ( + )	878	3,417	2,539
与信関係費用 ( ' + + ' )	1,617	85	1,703
(注) 費用項目は 表記しております。			
(参考) 連結業務純益	3,595	4,649	1,054

\* 連結業務純益 = 連結粗利益 - 経費(除く臨時処理分) + 持分法による投資損益等連結調整

## 連結粗利益

当第2四半期連結累計期間の連結粗利益は、前年同期比956億円増加し、1兆1,008億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

(資金利益)

資金利益は、貸出金残高の減少及び預貸金利回差の縮小等により、前年同期比275億円減少し、5,535億円となりました。

(信託報酬)

信託報酬は、240億円となりました。

(役務取引等利益)

役務取引等利益は、前年同期比28億円減少し、2,191億円となりました。

(特定取引利益・その他業務利益)

特定取引利益は、前年同期比202億円減少し、1,776億円となりました。また、その他業務利益は、主として国債等債券損益の増加等により、前年同期比1,464億円改善し1,265億円となりました。

営業経費

営業経費は、前年同期比183億円減少し、6,393億円となりました。

不良債権処理額(与信関係費用)

不良債権処理額(含:一般貸倒引当金純繰入額)に、特別利益に計上した貸倒引当金戻入益等を加算した与信関係費用は、前年同期比1,703億円改善し、85億円の戻入となりました。

株式関係損益

株式関係損益は、株式等売却損益の減少等により、前年同期比307億円減少し、105億円の損失となりました。

持分法による投資損益

持分法による投資損益は、25億円の利益となりました。

その他

その他は、信用リスクのヘッジ目的等で利用しているデリバティブ取引に関する会計上の評価損を前年同期に計上したこと等から749億円改善し、3億円の利益となりました。

経常利益

以上の結果、経常利益は前年同期比3,200億円増加し、4,238億円となりました。

特別損益

特別損益は、貸倒引当金戻入益等の計上により、272億円の利益となりました。

税金等調整前四半期純利益

以上の結果、税金等調整前四半期純利益は、4,510億円となり、前年同期比3,068億円の増益となりました。

税金関係費用

税金関係費用は、584億円(損失)となりました。

少数株主損益調整前四半期純利益

少数株主損益調整前四半期純利益は、前年同期比2,492億円増加し、3,925億円となりました。

少数株主損益

少数株主損益(利益)は、前年同期比46億円減少し、508億円となりました。

四半期純利益

以上の結果、四半期純利益は、前年同期比2,539億円増加し、3,417億円となりました。

( 図表 2 ) 連結会計期間

	前第 2 四半期 連結会計期間 (自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日)	当第 2 四半期 連結会計期間 (自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日)	比較
	金額 ( 億円 )	金額 ( 億円 )	金額 ( 億円 )
連結粗利益	5,214	5,580	366
資金利益	2,999	2,808	190
信託報酬	136	134	1
うち信託勘定 与信関係費用			
役務取引等利益	1,203	1,172	30
特定取引利益	1,121	983	138
その他業務利益	246	481	727
営業経費	3,308	3,118	190
不良債権処理額 ( 含: 一般貸倒引当金 繰入額 )	976	164	812
株式関係損益	400	199	599
持分法による投資損益	9	11	1
その他	149	10	160
経常利益 ( + + + + + )	1,189	2,121	931
特別損益	44	207	163
うち貸倒引当金 戻入益等	118	287	168
うち投資損失引当 金戻入益		0	0
税金等調整前四半期 純利益 ( + )	1,233	2,328	1,094
税金関係費用	57	144	87
少数株主損益調整前 四半期純利益 ( + )	1,176	2,183	1,007
少数株主損益	253	264	11
四半期純利益 ( + )	922	1,919	996
与信関係費用 ( ' + + ' )	857	123	980
( 注 ) 費用項目は 表記しております。			
( 参考 ) 連結業務純益	1,993	2,474	481

\* 連結業務純益 = 連結粗利益 - 経費 ( 除く臨時処理分 ) + 持分法による投資損益等連結調整

- 参考 -

( 図表 3 ) 損益状況 ( 銀行単体合算ベース )

	前第2四半期 累計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	当第2四半期 累計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	
業務粗利益	7,906	8,854	948
資金利益	5,606	5,110	496
信託報酬	237	238	0
うち信託勘定与信関係費用			
役務取引等利益	1,360	1,437	76
特定取引利益	942	902	39
その他業務利益	240	1,166	1,406
経費(除:臨時処理分)	4,523	4,403	119
実質業務純益 (除:信託勘定与信関係費用)	3,383	4,451	1,067
臨時損益等(含:一般貸倒 引当金純繰入額)	2,438	898	1,540
うち一般貸倒引当金純繰入額 + 不良債権処理額	1,442	303	1,139
うち株式関係損益	241	150	391
経常利益	945	3,552	2,607
特別損益	238	447	209
うち貸倒引当金戻入益等	273	556	283
四半期純利益	1,281	3,550	2,268

与信関係費用	1,169	252	1,422
--------	-------	-----	-------

与信関係費用 = 一般貸倒引当金純繰入額 + 不良債権処理額 + 貸倒引当金戻入益等 + 信託勘定与信関係費用

[セグメント情報]

第1四半期連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しております。

上記基準及び適用指針の適用に伴い、従来の経常利益に代えて、業務粗利益及び業務純益を開示しております。

なお、詳細につきましては、第5経理の状況、1.中間連結財務諸表の(セグメント情報等)に記載しております。

当第2四半期連結累計期間

(図表4) 報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益の金額に関する情報

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)	
	金額(億円)	
	業務粗利益	業務純益
グローバルコーポレートグループ	5,514	2,878
うちみずほコーポレート銀行	3,972	2,807
うちみずほ証券	911	104
グローバルリテールグループ	4,707	1,588
うちみずほ銀行	4,216	1,423
うちみずほインベスターズ証券	246	43
グローバルアセット & ウェルスマネジメントグループ	890	239
うちみずほ信託銀行	665	220
その他	103	56
合計	11,008	4,649

\*業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

当第2四半期連結会計期間

(図表5) 報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益の金額に関する情報

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
	金額(億円)	
	業務粗利益	業務純益
グローバルコーポレートグループ	2,841	1,547
うちみずほコーポレート銀行	2,007	1,420
うちみずほ証券	480	77
グローバルリテールグループ	2,388	837
うちみずほ銀行	2,144	759
うちみずほインベスターズ証券	120	17
グローバルアセット & ウェルスマネジメントグループ	459	144
うちみずほ信託銀行	343	128
その他	109	54
合計	5,580	2,474

\* 業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

前第2四半期連結累計期間

(図表6) 事業の種類別セグメント情報(経常利益の内訳)

	前第2四半期 連結累計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)
	金額(億円)
銀行業	618
証券業	480
その他の事業	2
計	1,096
消去又は全社	58
経常利益	1,037

\* 各事業の主な内容は以下のとおりであります。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他の事業...投資顧問業等

( 図表 7 ) 所在地別セグメント情報 ( 経常利益の内訳 )

	前第 2 四半期 連結累計期間 ( 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月 30 日 )
	金額 ( 億円 )
日本	1,372
米州	370
欧州	427
アジア・オセアニア	184
計	1,498
消去又は全社	461
経常利益	1,037

\* 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」にはイギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

## 前第 2 四半期連結会計期間

( 図表 8 ) 事業の種類別セグメント情報 ( 経常利益の内訳 )

	前第 2 四半期 連結会計期間 ( 自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月 30 日 )
	金額 ( 億円 )
銀行業	1,031
証券業	159
その他の事業	0
計	1,190
消去又は全社	0
経常利益	1,189

\* 各事業の主な内容は以下のとおりであります。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他の事業...投資顧問業等

( 図表 9 ) 所在地別セグメント情報 ( 経常利益の内訳 )

	前第 2 四半期 連結会計期間 ( 自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日 )
	金額 ( 億円 )
日本	924
米州	226
欧州	45
アジア・オセアニア	86
計	1,191
消去又は全社	1
経常利益	1,189

\* 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」にはイギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

## (3) 財政状態の分析

前連結会計年度末及び当第 2 四半期連結会計期間末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

( 図表 10 )

	前連結会計年度末 ( 平成22年 3月31日 )	当第 2 四半期 連結会計期間末 ( 平成22年 9月30日 )	比較
	金額 ( 億円 )	金額 ( 億円 )	金額 ( 億円 )
資産の部	1,562,535	1,577,544	15,008
うち有価証券	430,964	441,592	10,628
うち貸出金	621,645	620,698	946
負債の部	1,504,165	1,510,652	6,486
うち預金	763,397	756,120	7,277
うち譲渡性預金	102,878	105,315	2,437
純資産の部	58,370	66,892	8,522
うち株主資本合計	32,072	41,764	9,692
うち評価・換算差額等合計	3,058	2,126	931
うち少数株主持分	23,217	22,973	243

[資産の部]  
有価証券  
(図表11)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	430,964	441,592	10,628
国債	289,497	283,295	6,201
地方債	1,568	1,964	395
社債・短期社債	32,585	36,860	4,274
株式	34,259	30,691	3,568
その他の証券	73,053	88,781	15,727

有価証券は44兆1,592億円と、前年度末比1兆628億円増加しました。うちその他の証券が、1兆5,727億円増加しました。

貸出金  
(図表12)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	621,645	620,698	946

貸出金は62兆698億円と、前年度末比946億円減少しました。

[負債の部]  
預金  
(図表13)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	763,397	756,120	7,277
譲渡性預金	102,878	105,315	2,437

預金は75兆6,120億円と、前年度末比7,277億円減少しました。  
また、譲渡性預金は10兆5,315億円と、前年度末比2,437億円増加しました。

[純資産の部]  
( 図表14 )

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
純資産合計	58,370	66,892	8,522
株主資本合計	32,072	41,764	9,692
資本金	18,055	21,813	3,758
資本剰余金	5,521	9,376	3,855
利益剰余金	8,547	10,606	2,059
自己株式	51	31	19
評価・換算差額等合計	3,058	2,126	931
その他有価証券評価差額金	1,769	325	1,444
繰延ヘッジ損益	830	1,425	594
土地再評価差額金	1,384	1,379	4
為替換算調整勘定	926	1,003	77
新株予約権	23	27	4
少数株主持分	23,217	22,973	243

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末比8,522億円増加し、6兆6,892億円となりました。主な変動は以下のとおりです。

株主資本合計は、普通株式の発行及び四半期純利益の計上等により、前連結会計年度末比9,692億円増加し、4兆1,764億円となりました。

評価・換算差額等合計は、その他有価証券評価差額金の減少等により、前連結会計年度末比931億円減少し、2,126億円となりました。

(4)不良債権に関する分析(銀行単体合算ベース)

( 図表15 ) 金融再生法開示債権(銀行勘定+信託勘定)

	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当第2四半期 会計期間末 (平成22年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	2,580	2,458	122
危険債権	6,320	6,110	209
要管理債権	4,298	4,451	153
小計(要管理債権以下) (A)	13,199	13,020	178
正常債権	676,134	669,836	6,297
合計 (B)	689,333	682,856	6,476
(A)/(B)(%)	1.91	1.90	0.00

当第2四半期会計期間末の不良債権残高(要管理債権以下(A))は、前年度末比178億円減少し、1兆3,020億円となりました。不良債権比率(A)/(B)は1.90%となっております。

## 2. キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(図表16) 連結累計期間

	前第2四半期 連結累計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	当第2四半期 連結累計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,396	15,572	88,968
投資活動によるキャッシュ・フロー	84,763	2,221	82,542
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,015	2,479	536

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、1兆5,572億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により2,221億円の支出となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、普通株式の発行等により2,479億円の収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、前年度末比1兆5,480億円減少し、3兆1,307億円となりました。

(図表17) 連結会計期間

	前第2四半期 連結会計期間 (自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日)	当第2四半期 連結会計期間 (自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	50,287	1,066	51,354
投資活動によるキャッシュ・フロー	40,351	10,830	29,521
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,035	6,013	22

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの主な要因は、上記の第2四半期連結累計期間における記載と同様です。

### 3. 事業上及び財務上の対処すべき課題

世界経済は、新興国に牽引される形で、緩やかな回復を続けておりますが、そのペースは鈍化しつつあり、世界的な財政緊縮によって欧米先進国を中心に景気が下振れするリスクが強まっております。

当社グループは、こうした経営環境の中、中期基本方針として「変革」プログラムを平成22年5月14日に発表いたしました。これは、当社グループが「お客さま第一主義」を実践しつつ、新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、収益力、財務力及び現場力の抜本的見直しを行い、その強化策を取りまとめたものです。収益力強化プログラム、財務力強化プログラム及び現場力強化プログラムの三つのプログラムから成る「変革」プログラムを推進していくことにより、当社グループは、お客さまから最も信頼される金融機関を目指してまいります。

今後とも、「変革」プログラムの着実な推進を通じて、収益の蓄積による内部留保の積上げや資産の効率的な運用等を図ることにより、財務基盤の更なる強化に努めてまいります。これにより、新たな資本規制への対応は十分可能なものと考えております。

また、引き続き経営環境や財務状況等の変化に応じて、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスをとった運営により「規律ある資本政策」を推進してまいります。

グループ各社は、それぞれの強みを活かすと同時に相互の連携も強化しながらお客さまに最高の金融サービスを提供し、収益力の増強に取り組んでまいります。また、「中小企業金融円滑化法」に則り、金融機関の持つ社会的責任、公共的使命の重みを常に認識し、グループ統一的に金融円滑化に取り組んでまいります。併せて、磐石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢の構築に引き続き努めることで、国内外のお客さまから、更に厚い信頼をいただけるよう注力してまいります。

#### 〔ビジネス戦略〕

##### <グローバルコーポレートグループ>

みずほコーポレート銀行は、引き続き「コーポレートファイナンスのトップランナー」に向け、戦略分野を中心とした収益力の徹底的な強化と、環境変化に耐えうる強固な経営管理態勢の構築を推進してまいります。具体的には、アジアをはじめとする強化分野に経営資源分配を行い、収益力を更に強化していくことに加え、国内のお客さまへのソリューション提供力向上に向けた体制の強化やグループ各社との更なる連携強化についても一層推進してまいります。また、ポートフォリオ運営の高度化をはじめとする経営管理態勢の強化を実施してまいります。併せて、適切なリスク管理のもと、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮してまいります。

みずほ証券は、「顧客ビジネス中心の収益モデルの推進」と「環境変化への対応力に富んだ経営体制の実現」を事業戦略の二つの柱として掲げております。具体的には、リテール及びエクイティの営業基盤強化などを通じた基礎収益力の向上に努めると共に、グローバル対応力の強化や内部管理態勢の強化にも注力してまいります。

これらの取組を通じ、法人のお客さまに対する銀行・証券の高度なソリューションの提供のみならず、当社グループの金融機能を総動員した、お客さまのニーズに最適な金融サービスの提供に努めてまいります。

##### <グローバルリテールグループ>

みずほ銀行は、商業銀行の原点に立ち返り、「お客さま第一」の精神に則って、「個人」と「中堅・中小企業、並びにその経営者」のお客さまとの中長期的な信頼関係を構築してまいります。併せて、適切なリスク管理のもと、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、「中小企業金融円滑化法」の趣旨等も十分に認識のうえ、金融機関の持つ社会的責任、公共的使命の重みを常に認識し、金融円滑化に取り組んでまいります。

個人マーケットにおきましては、マーケティングを強化し、商品・サービス及び営業体制のレベルアップに努めるとともに、お客さまとの接点を拡大するため、リモートチャネルの一層の充実を図ってまいります。

法人マーケットにおきましては、きめ細やかな与信管理を行いつつ、お客さまへの円滑な資金供給、最適なソリューションの提供に積極的に取り組んでまいります。さらに、グループ各社との連携を一層強化しグループ総合力を最大限に活用することで、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えしてまいります。

お客さまが安心してお取引いただけるよう、コンプライアンス・お客さま保護の徹底やセキュリティの強化につきましても、引き続き努めてまいります。

##### <グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ>

みずほ信託銀行は、グループ全体のお客さまへの信託商品・信託サービスの提供により、収益増強と顧客基盤の飛躍的拡充を図るとともに、選択と集中により信託の強みを発揮できる独自領域に経営資源を集中し、専門性と収益性の向上に努めてまいります。具体的には、銀行・信託・証券の共同店舗の設置・拡大や信託総合営業の強化等、グループ連携を一層進展させるための強固な営業体制を構築してまいります。また、内部管理の強化に引き続き注力し、グループの一体化を推進するにあたってのコンプライアンスやお客さま保護を強化してまいります。併せて、適切なリスク管理のもと、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮してまいります。

みずほプライベートウェルスマネジメントは、グループ各社が有する商品、機能を横断的に活用して、オーナーコンサルティング機能の一層の強化を進めてまいります。

また、みずほ投信投資顧問とD I A Mアセットマネジメントは、当社グループの資産運用ビジネスの中核を担う会社として、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

当社グループは、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指し、強固な内部管理態勢のもとでビジネス戦略を着実に遂行するとともに、金融教育の支援や環境への取組といったC S R活動を推進することで、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（第一基準）

項目		平成21年 9月30日	平成22年 9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,805,565	2,181,375
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	552,135	937,680
	利益剰余金	696,022	1,060,608
	自己株式（ ）	5,183	3,195
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	為替換算調整勘定	93,230	100,371
	新株予約権	2,307	2,778
	連結子法人等の少数株主持分	2,296,444	2,279,733
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,937,144	1,919,144
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	42,998	40,440
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	7,104	5,982
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	56,545	52,026
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	5,147,412	6,260,159
	繰延税金資産の控除金額（ ）（注2）	-	-
計（A）	5,147,412	6,260,159	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注3）	524,000	524,000	

項目		平成21年 9月30日	平成22年 9月30日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	73,155	48,459
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	112,108	106,441
	一般貸倒引当金	5,693	4,573
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	2,542,508	2,103,497
	うち永久劣後債務 (注4)	629,615	366,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	1,912,892	1,737,497
	計	2,733,465	2,262,972
	うち自己資本への算入額 (B)	2,733,465	2,262,972
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目 (注6) (D)	250,830	342,431
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	7,630,047	8,180,700
リスク・ アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	44,084,728	39,658,328
	オフ・バランス取引等項目	9,785,261	8,638,785
	信用リスク・アセットの額 (F)	53,869,990	48,297,113
	マーケット・リスク相当額に係る額 ( (H) / 8% ) (G)	1,384,166	1,335,302
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	110,733	106,824
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (J) / 8% ) (I)	3,915,868	3,488,773
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	313,269	279,101
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た 額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて 得た額 (K)	-	-
	信用リスク・アセット調整額 (L)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (M)	-	-
	計 ( (F) + (G) + (I) + (K) + (L) + (M) ) (N)	59,170,025	53,121,190
連結自己資本比率 (第一基準) = (E) / (N) × 100 (%)		12.89	15.40
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (N) × 100 (%)		8.69	11.78

(注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

- 「繰延税金資産の純額に相当する額」は平成21年9月30日現在615,132百万円、平成22年9月30日現在447,043百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成21年9月30日現在1,029,482百万円、平成22年9月30日現在1,252,031百万円であります。
- 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
- 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
  - 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - 利払い義務の延期が認められるものであること
- 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当

額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

( ) 優先出資証券の概要

当社は、当社の海外特別目的会社が発行している下記の各優先出資証券を当社の「連結自己資本比率」の「基本的項目」に算入しております。

当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited (以下、「MPC 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (USD) 1 Limited (以下、「MCI (USD) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI (USD) 1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (EUR) 1 Limited (以下、「MCI (EUR) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI (EUR) 1優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成23年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(ステップ・アップ配当なし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初5年間は固定配当(ただし、平成23年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月30日及び12月30日	平成23年6月までは毎年6月30日 平成23年12月以降は毎年6月30日及び12月30日
発行総額	1,710億円	6億米ドル	5億ユーロ
払込日	平成14年2月14日	平成18年3月13日	平成18年3月13日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC 1に対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当社優先株式(注2)への配当が停止された場合 当社がMPC 1に対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当社がMPC 1に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注11)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI (USD) 1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI (USD) 1に対して配当停止通知を送付した場合	(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注12)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI (EUR) 1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI (EUR) 1に対して配当停止通知を送付した場合

強制配当事由	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。 ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(USD)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(EUR)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	当社がMPC1に対して分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合、配当は可処分分配可能額(注3)に制限される。	本MCI(USD)1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注11)の範囲で支払われる。	本MCI(EUR)1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注12)の範囲で支払われる。
配当制限	当社優先株式(注2)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注6)への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(USD)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(EUR)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注2)と同格	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格

#### 優先出資証券の概要(つづき)

発行体	Mizuho Capital Investment (JPY) 1 Limited (以下、「MCI (JPY) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI (JPY) 1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (JPY) 2 Limited (以下、「MCI (JPY) 2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI (JPY) 2優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited (以下、「MCI (JPY) 3」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MCI (JPY) 3優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成30年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成31年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初10年間は固定配当(ただし、平成30年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。) Series B 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)

配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	4,000億円	2,745億円	Series A 2,495億円 Series B 535億円
払込日	平成19年1月12日	平成20年1月11日	平成20年7月11日
配当停止条件	<p>(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注14)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注15)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)2に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)2に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注16)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)3に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)3に対して配当停止通知を送付した場合</p>
強制配当事由	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)2優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)3優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本MCI(JPY)1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注14)の範囲で支払われる。	本MCI(JPY)2優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注15)の範囲で支払われる。	本MCI(JPY)3優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注16)の範囲で支払われる。
配当制限	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)2優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)3優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Capital Investment (JPY) 4 Limited (以下、「MCI (JPY) 4」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI (JPY) 4 優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (USD) 2 Limited (以下、「MCI (USD) 2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI (USD) 2 優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (JPY) 5 Limited (以下、「MCI (JPY) 5」といい、以下に記載される優先出資証券Series A、優先出資証券Series B及び優先出資証券Series Cを総称して「本MCI (JPY) 5 優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成27年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成26年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	Series A 平成26年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） Series B 平成27年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） Series C 平成27年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初7年間は固定配当（ただし、平成27年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初5年間は固定配当（ただし、平成26年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A 当初5年間は固定配当（ただし、平成26年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） Series B 当初6年間は固定配当（ただし、平成27年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） Series C 当初6年間は固定配当（ただし、平成27年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	平成21年3月31日並びに毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	3,550億円	850百万米ドル	Series A 1,395億円 Series B 725億円 Series C 250億円
払込日	平成20年12月29日	平成21年2月27日	Series A 平成21年6月30日 Series B 平成21年8月31日 Series C 平成21年9月29日

配当停止条件	<p>(強制配当停止・減額事由)  当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合  当社の可処分分配可能額(注17)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由)  当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)4に対して配当停止通知を送付した場合  当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)4に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由)  当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合  当社の可処分分配可能額(注18)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由)  当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(USD)2に対して配当停止通知を送付した場合  当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(USD)2に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由)  当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合  当社の可処分分配可能額(注19)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由)  当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)5に対して配当停止通知を送付した場合  当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)5に対して配当停止通知を送付した場合</p>
強制配当事由	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)4優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(USD)2優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)5優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本MCI(JPY)4優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注17)の範囲で支払われる。	本MCI(USD)2優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注18)の範囲で支払われる。	本MCI(JPY)5優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注19)の範囲で支払われる。
配当制限	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)4優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(USD)2優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)5優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格

(注) 1. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当社が各発行体に対して交付する証明書(ただし、損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当社の裁量による)であり、損失補填事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、債務不履行またはその恐れのある場合、債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、ある事業年度に当社優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。)の合計額を控除したものをいう。ただし、当社以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当社の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券(注6)がMPC 1との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券(以下、「パラレル証券」という。)が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。

調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券(注6)の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券(注6)の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4. 分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当社から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5. 強制配当日

当社普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6. パリティ優先出資証券

MPC 1が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC 1優先出資証券と同じである優先出資証券及び本MPC 1優先出資証券の総称。(たとえば、MPC 1では、パリティ優先出資証券とは本MPC 1優先出資証券及び今後新たに発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。)

7. 清算事由

当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8. 更生事由

当社につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9. 支払不能事由

当社につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10. 公的介入

監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

11. 本MCI(USD)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(USD)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(USD)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(USD)1優先出資証券および6月の本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(USD)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(USD)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

1 2 . 本MCI (EUR)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

(平成23年6月の配当支払日まで)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI (EUR) 1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI (EUR) 1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)に対する本年度の満額配当金額で按分した金額

(平成23年12月の配当支払日以降)

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI (EUR) 1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI (EUR) 1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI (EUR) 1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI (EUR) 1優先出資証券および6月の本MCI (EUR) 1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI (EUR) 1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI (EUR) 1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

1 3 . 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

1 4 . 本MCI (JPY) 1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI (JPY) 1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI (JPY) 1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI (JPY) 1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI (JPY) 1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI (JPY) 1優先出資証券および6月の本MCI (JPY) 1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI (JPY) 1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI (JPY) 1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

1 5 . 本MCI (JPY) 2優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI (JPY) 2優先出資証券への満額配当金額と、本MCI (JPY) 2優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI (JPY) 2優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI (JPY) 2優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI (JPY) 2優先出資証券および6月の本MCI (JPY) 2優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI (JPY) 2優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI (JPY) 2優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

1 6 . 本MCI (JPY) 3優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI (JPY) 3優先出資証券への満額配当金額と、本MCI (JPY) 3優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI (JPY) 3優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額(平成20年12月の配当可能金額を除く)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI (JPY) 3優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI (JPY) 3優先出資証券および6月の本MCI (JPY) 3優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI (JPY) 3優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI (JPY) 3優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

平成20年12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、その時点での事業年度の開始後平成20年6月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI (JPY) 3優先出資証券への平成20年12月の配当支払日における満額配当金額と、平成20年6月30日の翌日から平成20年12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

17. 本MCI(JPY)4優先出資証券に関する可処分分配可能額

平成21年3月の配当可能金額

平成20年3月31日に終了した事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、平成21年3月31日に終了する事業年度の開始後平成20年12月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)4優先出資証券への平成21年3月の配当支払日における満額配当金額と、平成20年12月30日の翌日から平成21年3月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY)4優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(JPY)4優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY)4優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(JPY)4優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY)4優先出資証券および6月の本MCI(JPY)4優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)4優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY)4優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

18. 本MCI(USD)2優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(USD)2優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(USD)2優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(USD)2優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(USD)2優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(USD)2優先出資証券および6月の本MCI(USD)2優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(USD)2優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(USD)2優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

19. 本MCI(JPY)5優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(JPY)5優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY)5優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY)5優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額(平成21年12月の配当可能金額を除く)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(JPY)5優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY)5優先出資証券および6月の本MCI(JPY)5優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)5優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY)5優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

平成21年12月の配当可能金額

平成21年3月31日に終了した事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、平成22年3月31日に終了する事業年度の開始後平成21年6月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)5優先出資証券への平成21年12月の配当支払日における満額配当金額と、平成21年6月30日の翌日から平成21年12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

#### 第4【提出会社の状況】

##### 1【株式等の状況】

###### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,115,759,000
第十一種の優先株式	1,369,512,000
第十二種の優先株式	1,500,000,000
第十三種の優先株式	1,500,000,000
計	28,485,271,000

(注)「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款第6条但書に定めております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,539,573,760	21,546,242,770	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所 (注)1.	権利内容に何ら 限定のない 当社における 標準となる株式 単元株式数100株 (注)2. (注)8.
第十一回 第十一種 優先株式 (注)3.	914,752,000	同左	非上場	単元株式数100株 (注)4. (注)5. (注)7. (注)8.
第十三回 第十三種 優先株式	36,690,000	同左	非上場	単元株式数100株 (注)6. (注)7. (注)8.
計	22,491,015,760	22,497,684,770		

(注)1. 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

- 普通株式の提出日現在発行数(株)には、平成22年11月1日から当四半期報告書を提出する日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求と引換えに交付された株式数は含まれておりません。
- 第十一回第十一種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
- (1) 第十一回第十一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

普通株式の株価の下落により、第十一回第十一種優先株式の取得価額が下方に修正された場合に、同優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が増加する定めがあります。ただし、提出日現在の取得価額は、下記に記載の下限取得価額である284円90銭であるため、以後下記のとおりにより取得価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が増加することはありません。なお、後記5.(3)に記載のとおり、当社が、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、取得価額について所定の調整が行われることがあります。

取得価額の修正の基準及び頻度

) 修正の基準

取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)

) 修正の頻度

1年に1度(平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日)

取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

) 取得価額の下限

284円90銭。なお、平成22年7月21日の当社普通株式の発行(一般募集)に伴い、下限取得価額が調整され、平成22年7月22日より、下限取得価額は、286円20銭となっております。また、平成22年7月30日の当社普通株式の発行(第三者割当)に伴って、下限取得価額が調整され、平成22年7月31日より、下限取得価額は、284円90銭となっております。

) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

1,699,213,760株(平成22年10月31日現在における第十一回第十一種優先株式の発行済株式総数484,106,000株(自己株式430,646,000株を除く。))および取得価額に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の7.88%)

当社の決定による第十一回第十一種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

(2) 第十一回第十一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第十一回第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての第十一回第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

5. 第十一回第十一種優先株式の大要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年20円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき10円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成20年7月1日から平成28年6月30日までとする。

取得価額

取得価額は、284円90銭とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が、当該取得価額修正日の前日に有効な取得価額を下回る場合には、当該取得価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が284円90銭を下回る場合には、284円90銭（以下「下限取得価額」という。）を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

取得価額の調整

取得価額（下限取得価額を含む。）は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 =  $\frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$

(4) 優先株式の一斉取得

平成28年6月30日までに取得請求のなかった優先株式は、平成28年7月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに1株につき、1,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。上記「時価」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限取得価額を下回るときは、1,000円を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

6. 第十三回第十三種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年30円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき15円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成25年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、下記に定める取得価額で、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき1,000円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

7. 第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式の議決権につきましては、上記5.(5)及び6.

(4)「議決権条項」に記載のとおりであり、これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関

しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

8 . 上記の各種類の株式については、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

## ( 2 ) 【新株予約権等の状況】

平成21年1月30日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,788
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,788,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成21年2月17日～平成41年2月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 191,910円 資本組入額 1,000株につき 95,955円
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載されております。
2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案  
 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案  
 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成21年9月3日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,742
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,742,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成21年9月28日～平成41年9月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 169,690円 資本組入額 1,000株につき 84,845円
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載されております。
2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案  
 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案  
 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成22年7月30日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	6,808
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,808,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成22年8月27日～平成42年8月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 120,520円 資本組入額 1,000株につき 60,260円
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載されております。
2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案  
 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案  
 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	6,500,000	6,775,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	21,416,840	23,759,230
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	303.50	285.20
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株) (注)	450,959,000	457,734,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) (注)	1,396,059,870	1,419,819,100
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) (注)	329.50	328.90
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(注) 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、割当てをいたしました。上記の注における各数値の算定は、当該端数等無償割当て実施前に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る各数値を、当該端数等無償割当て実施後のものに引き直して行っております。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日 (注)1.～(注)3.	6,023,759,230	22,491,015,760	375,810	2,181,375	375,810	1,025,651

(注)1. 普通株式 有償一般募集5,609,000,000株

払込期日 平成22年7月21日 発行価格 130円 発行価額 125.27円 資本組入額 62.635円

払込金総額 702,639百万円

2. 普通株式 有償第三者割当391,000,000株

払込期日 平成22年7月30日 発行価格 125.27円 資本組入額 62.635円

払込金総額 48,980百万円 割当先 野村證券株式会社

3. 平成22年7月1日から平成22年9月30日までに、第十一回第十一種優先株式6,775,000株の取得請求により、普通株式23,759,230株が増加いたしました。なお、平成22年9月30日現在、当社は第十一回第十一種優先株式428,746,000株を自己株式として所有しております。

4. 平成22年10月1日から平成22年10月31日までに、第十一回第十一種優先株式1,900,000株の取得請求により、普通株式6,669,010株が増加いたしました。

## (6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,212,140,200	5.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	851,976,400	3.78
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	332,499,031	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	296,051,300	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	266,259,700	1.18
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	225,823,518	1.00
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	209,950,000	0.93
STATE STREET BANK - WEST PENSION FUND CLIENTS - EXEMPT (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1776 HERITIAGE PRIVE, N. QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	185,042,436	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	171,639,300	0.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	162,777,162	0.72
計	-	3,914,159,047	17.40

(注) 当社は、自己株式として普通株式5,644,103株及び第十一回第十一種優先株式428,746,000株の計434,390,103株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.93%)を所有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,121,402	5.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	8,519,764	3.95
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	3,324,990	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,960,513	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,662,597	1.23
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	2,258,235	1.04
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	2,099,500	0.97
STATE STREET BANK - WEST PENSION FUND CLIENTS - EXEMPT (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1776 HERITIAGE PRIVE, N. QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	1,850,424	0.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,716,393	0.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	1,627,771	0.75
計	-	39,141,589	18.17

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 951,442,000		優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載されております。
第十一回第十一種優先株式	914,752,000		
第十三回第十三種優先株式	36,690,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,644,100		普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載されております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,531,409,100	215,314,091	同上
単元未満株式	普通株式 2,520,560		
発行済株式総数	22,491,015,760		
総株主の議決権		215,314,091	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が67,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数670個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	5,644,100		5,644,100	0.02
計	-	5,644,100		5,644,100	0.02

(注) 1. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。  
 2. 上記のほか、相互保有株式として、株主名簿上はみずほインベスターズ証券株式会社名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が1,000株(議決権の数10個)あります。  
 なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めておりません。

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	192	179	168	147	145	134
最低(円)	180	158	145	131	129	121

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5【経理の状況】

- 1．当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。  
なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。  
また、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)附則第5条第1項第1号ただし書き及び第4号ただし書きにより、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- 3．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。  
なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。  
また、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)附則第4条第1項第1号ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- 4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間財務諸表並びに当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	8 4,921,251	8 3,650,486	8 5,211,477
コールローン及び買入手形	119,821	290,921	605,238
買現先勘定	8,726,629	8,389,628	7,129,676
債券貸借取引支払保証金	5,654,671	6,376,329	5,744,901
買入金銭債権	2,329,381	1,801,283	2,040,445
特定取引資産	2, 8 15,565,593	2, 8 15,463,760	2, 8 13,986,791
金銭の信託	114,708	102,452	119,438
有価証券	1, 2, 8, 16 37,938,463	1, 2, 8, 16 44,159,283	1, 2, 8, 16 43,096,460
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 64,267,283	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 62,069,897	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 62,164,579
外国為替	7 539,477	7 779,968	7 707,803
金融派生商品	7,329,310	7,123,116	7,060,302
その他資産	8 3,670,516	8 3,104,688	8 3,742,205
有形固定資産	8, 10, 11 914,016	8, 10, 11 942,494	8, 10, 11, 12 927,337
無形固定資産	398,120	424,974	427,278
繰延税金資産	625,718	459,541	533,030
支払承諾見返	3,689,546	3,459,319	3,643,706
貸倒引当金	942,063	843,664	887,073
投資損失引当金	4,576	17	29
資産の部合計	155,857,870	157,754,464	156,253,572

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>			
預金	8 74,877,022	8 75,612,075	8 76,339,779
譲渡性預金	9,073,581	10,531,592	10,287,808
債券	1,917,442	1,127,527	1,517,797
コールマネー及び売渡手形	8 6,316,744	8 5,493,654	8 5,786,370
売現先勘定	8 14,007,069	8 12,443,878	8 12,075,802
債券貸借取引受入担保金	8 5,773,990	8 6,319,242	8 6,615,512
特定取引負債	8,845,953	8,631,124	7,579,695
借入金	8, 13 9,366,974	8, 13 9,941,009	8, 13 9,663,867
外国為替	200,046	205,619	172,990
短期社債	494,095	524,597	492,397
社債	14 4,721,679	14 5,001,381	14 4,970,257
信託勘定借	1,045,344	1,032,497	1,025,431
金融派生商品	6,475,620	6,231,233	6,614,116
その他負債	3,188,466	4,282,603	3,376,769
賞与引当金	39,784	34,143	48,946
退職給付引当金	33,333	35,733	34,263
役員退職慰労引当金	1,841	2,049	2,112
貸出金売却損失引当金	27,666	2,815	15,258
偶発損失引当金	15,112	14,120	14,809
睡眠預金払戻損失引当金	14,371	14,912	14,748
債券払戻損失引当金	9,760	11,615	10,824
特別法上の引当金	2,187	1,376	2,149
繰延税金負債	10,585	12,497	12,226
再評価に係る繰延税金負債	10 103,681	10 98,583	10 98,875
支払承諾	3,689,546	3,459,319	3,643,706
<b>負債の部合計</b>	<b>150,251,905</b>	<b>151,065,208</b>	<b>150,416,519</b>
<b>純資産の部</b>			
資本金	1,805,565	2,181,375	1,805,565
資本剰余金	552,135	937,680	552,135
利益剰余金	696,088	1,060,637	854,703
自己株式	5,183	3,195	5,184
<b>株主資本合計</b>	<b>3,048,605</b>	<b>4,176,496</b>	<b>3,207,219</b>
その他有価証券評価差額金	116,406	32,505	176,931
繰延ヘッジ損益	69,733	142,572	83,093
土地再評価差額金	10 145,447	10 137,952	10 138,430
為替換算調整勘定	93,230	100,371	92,623
評価・換算差額等合計	238,357	212,659	305,831
新株予約権	2,307	2,778	2,301
少数株主持分	2,316,695	2,297,321	2,321,700
<b>純資産の部合計</b>	<b>5,605,965</b>	<b>6,689,256</b>	<b>5,837,053</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>155,857,870</b>	<b>157,754,464</b>	<b>156,253,572</b>

## ( 2 ) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
経常収益		1,485,032		1,449,871		2,817,625
資金運用収益		816,397		733,453		1,571,994
(うち貸出金利息)		553,527		454,147		1,047,718
(うち有価証券利息配当金)		171,872		179,472		350,536
信託報酬		24,150		24,058		49,100
役務取引等収益		269,596		271,146		557,312
特定取引収益		197,911		177,612		312,330
その他業務収益		73,294		185,542		179,021
その他経常収益	1	103,681	1	58,058	1	147,866
経常費用		1,381,242		1,026,042		2,490,498
資金調達費用		235,319		179,908		420,287
(うち預金利息)		93,535		58,381		164,334
(うち債券利息)		6,714		3,986		11,959
役務取引等費用		47,571		51,976		91,271
その他業務費用		93,261		59,031		161,584
営業経費		657,751		639,393		1,317,247
その他経常費用	2, 5	347,338	2	95,731	2	500,107
経常利益		103,789		423,829		327,127
特別利益	3	98,649	3	34,961	3	118,259
特別損失	4	58,255	4	7,713	4	67,621
税金等調整前中間純利益		144,183		451,076		377,765
法人税、住民税及び事業税	5	15,542		11,236		25,253
法人税等還付税額		3,897				7,212
法人税等調整額		10,773		47,250		25,108
法人税等合計		871		58,486		43,148
少数株主損益調整前中間純利益		143,312		392,590		334,617
少数株主利益		55,505		50,831		95,212
中間純利益		87,806		341,759		239,404

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		前連結会計年度の
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	1,540,965	1,805,565	1,540,965
当中間期変動額			
新株の発行	264,600	375,810	264,600
当中間期変動額合計	264,600	375,810	264,600
当中間期末残高	1,805,565	2,181,375	1,805,565
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	411,318	552,135	411,318
当中間期変動額			
新株の発行	271,729	385,544	271,729
連結子会社の損失の処理に伴う資本剰余金から利益剰余金への振替	130,913	-	130,913
当中間期変動額合計	140,816	385,544	140,816
当中間期末残高	552,135	937,680	552,135
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	608,053	854,703	608,053
当中間期変動額			
剰余金の配当	131,015	134,966	131,015
中間純利益	87,806	341,759	239,404
自己株式の処分	661	1,314	662
連結子会社の損失の処理に伴う資本剰余金から利益剰余金への振替	130,913	-	130,913
土地再評価差額金の取崩	992	455	8,010
当中間期変動額合計	88,035	205,934	246,649
当中間期末残高	696,088	1,060,637	854,703
<b>自己株式</b>			
前期末残高	6,218	5,184	6,218
当中間期変動額			
自己株式の取得	3	1	4
自己株式の処分	1,037	1,989	1,038
当中間期変動額合計	1,034	1,988	1,033
当中間期末残高	5,183	3,195	5,184
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	2,554,119	3,207,219	2,554,119
当中間期変動額			
新株の発行	536,329	761,354	536,329
剰余金の配当	131,015	134,966	131,015
中間純利益	87,806	341,759	239,404
自己株式の取得	3	1	4
自己株式の処分	376	675	376
連結子会社の損失の処理に伴う資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	992	455	8,010
当中間期変動額合計	494,486	969,277	653,100
当中間期末残高	3,048,605	4,176,496	3,207,219

(単位：百万円)

	前連結会計年度の 連結株主資本等変動 計算書		
	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	519,574	176,931	519,574
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	635,980	144,425	696,505
当中間期変動額合計	635,980	144,425	696,505
当中間期末残高	116,406	32,505	176,931
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	67,525	83,093	67,525
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,208	59,478	15,568
当中間期変動額合計	2,208	59,478	15,568
当中間期末残高	69,733	142,572	83,093
土地再評価差額金			
前期末残高	146,447	138,430	146,447
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	999	477	8,017
当中間期変動額合計	999	477	8,017
当中間期末残高	145,447	137,952	138,430
為替換算調整勘定			
前期末残高	114,765	92,623	114,765
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	21,535	7,748	22,141
当中間期変動額合計	21,535	7,748	22,141
当中間期末残高	93,230	100,371	92,623
評価・換算差額等合計			
前期末残高	420,367	305,831	420,367
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	658,725	93,171	726,199
当中間期変動額合計	658,725	93,171	726,199
当中間期末残高	238,357	212,659	305,831
新株予約権			
前期末残高	1,187	2,301	1,187
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,119	476	1,113
当中間期変動額合計	1,119	476	1,113
当中間期末残高	2,307	2,778	2,301
少数株主持分			
前期末残高	2,051,667	2,321,700	2,051,667
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	265,027	24,379	270,033
当中間期変動額合計	265,027	24,379	270,033
当中間期末残高	2,316,695	2,297,321	2,321,700

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	4,186,606	5,837,053	4,186,606
<b>当中間期変動額</b>			
新株の発行	536,329	761,354	536,329
剰余金の配当	131,015	134,966	131,015
中間純利益	87,806	341,759	239,404
自己株式の取得	3	1	4
自己株式の処分	376	675	376
連結子会社の損失の処理に伴う資本剰余金から利益 剰余金への振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	992	455	8,010
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	924,872	117,074	997,346
当中間期変動額合計	1,419,358	852,203	1,650,446
当中間期末残高	5,605,965	6,689,256	5,837,053

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		前連結会計年度の
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	144,183	451,076	377,765
減価償却費	76,330	80,559	155,936
減損損失	2,719	2,545	4,742
のれん償却額	468	-	468
負ののれん発生益	67,916	-	68,206
持分法による投資損益(は益)	1,446	2,503	2,892
貸倒引当金の増減( )	46,697	34,592	6,395
投資損失引当金の増減額(は減少)	4,573	11	26
貸出金売却損失引当金の増減額(は減少)	1,699	11,648	13,422
偶発損失引当金の増減( )	5,443	688	5,746
賞与引当金の増減額(は減少)	10,750	13,640	1,611
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,140	1,552	2,083
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	597	62	325
ポイント引当金の増減額(は減少)	12,555	-	12,555
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	766	163	1,143
債券払戻損失引当金の増減( )	786	790	1,851
資金運用収益	816,397	733,453	1,571,994
資金調達費用	235,319	179,908	420,287
有価証券関係損益( )	26,157	121,664	21,645
金銭の信託の運用損益(は運用益)	151	8	202
為替差損益(は益)	191,015	401,471	150,355
固定資産処分損益(は益)	3,157	2,093	5,834
退職給付信託設定損益(は益)	6,731	-	6,731
特定取引資産の純増( )減	1,094,822	1,745,636	445,550
特定取引負債の純増減( )	221,024	1,237,934	1,021,020
金融派生商品資産の純増( )減	<sup>2</sup> 512,706	152,191	796,198
金融派生商品負債の純増減( )	<sup>2</sup> 1,068,742	289,340	937,759
貸出金の純増( )減	6,173,173	441,726	8,359,531
預金の純増減( )	2,192,857	213,566	724,724
譲渡性預金の純増減( )	249,545	397,936	939,762
債券の純増減( )	383,017	390,269	782,662
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	187,903	308,477	475,914
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増( )減	49,100	139,940	66,841
コールローン等の純増( )減	2,494,927	1,298,433	988,952
債券貸借取引支払保証金の純増( )減	996,585	631,428	906,356
コールマネー等の純増減( )	4,994,960	898,201	2,421,380
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	917,918	296,270	1,759,440
外国為替(資産)の純増( )減	441,084	91,596	276,587
外国為替(負債)の純増減( )	391,297	32,981	418,117
短期社債(負債)の純増減( )	13,889	32,200	15,587
普通社債発行及び償還による増減( )	197,716	304,734	478,718
信託勘定借の純増減( )	59,196	7,066	39,283
資金運用による収入	851,151	778,365	1,645,101
資金調達による支出	248,340	206,172	433,350
その他	<sup>2</sup> 150,388	156,267	680,151
小計	7,274,886	1,540,502	13,377,814
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	64,718	16,731	54,904
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,339,605	1,557,234	13,432,719

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	33,778,966	53,207,930	70,659,603
有価証券の売却による収入	19,274,009	47,606,416	46,046,866
有価証券の償還による収入	6,167,677	5,454,543	10,736,568
金銭の信託の増加による支出	48,120	25,685	71,280
金銭の信託の減少による収入	14,190	42,620	32,580
有形固定資産の取得による支出	69,766	40,065	135,502
無形固定資産の取得による支出	35,591	52,137	119,014
有形固定資産の売却による収入	173	56	15,449
無形固定資産の売却による収入	0	9	0
子会社株式の売却による収入	-	-	406
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,476,394	222,172	14,153,529
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
劣後特約付借入れによる収入	-	-	12
劣後特約付借入金の返済による支出	34,044	10,000	34,000
劣後特約付社債の発行による収入	267,400	-	320,400
劣後特約付社債の償還による支出	346,342	319,093	431,503
株式の発行による収入	536,329	761,354	536,329
少数株主からの払込みによる収入	238,050	735	238,198
少数株主への払戻による支出	177,518	-	176,157
配当金の支払額	130,112	133,659	130,297
少数株主への配当金の支払額	52,243	51,432	91,180
自己株式の取得による支出	3	1	4
自己株式の売却による収入	3	3	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	301,518	247,907	231,801
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,123	16,527	2,341
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	827,147	1,548,026	486,665
現金及び現金同等物の期首残高	5,048,671	4,678,783	5,048,671
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額（は減少）	116,777	-	116,777
現金及び現金同等物の中間期末残高	<sup>1</sup> 4,338,302	<sup>1</sup> 3,130,756	<sup>1</sup> 4,678,783

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 164社                      主要な会社名                      株式会社みずほ銀行                      株式会社みずほコーポレート銀行                      みずほ信託銀行株式会社                      みずほ証券株式会社                      当社連結子会社であったみずほ証券株式会社と当社関連会社であった新光証券株式会社は平成21年5月7日を合併効力日として、新光証券株式会社を吸収合併存続会社、みずほ証券株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を実施し、商号をみずほ証券株式会社と変更しております。                      合併後のみずほ証券株式会社他21社は、みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併等により当中間連結会計期間から連結しております。                      合併前のみずほ証券株式会社他2社は合併による消滅等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社                      該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 163社                      主要な会社名                      株式会社みずほ銀行                      株式会社みずほコーポレート銀行                      みずほ信託銀行株式会社                      みずほ証券株式会社                      なお、Mizuho Securities India Private Limited 他4社は、設立等により当中間連結会計期間から連結しております。                      また、東京パリュエーションリサーチ株式会社他3社は、合併等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社                      該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 162社                      主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。                      当社連結子会社であったみずほ証券株式会社と当社関連会社であった新光証券株式会社を吸収合併存続会社、みずほ証券株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を実施し、商号をみずほ証券株式会社と変更しております。                      合併後のみずほ証券株式会社他27社は、みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併等により当連結会計年度から連結しております。                      合併前のみずほ証券株式会社他10社は合併による消滅等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社                      該当ありません。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社                      該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 23社                      主要な会社名                      株式会社千葉興業銀行                      なお、永和証券株式会社他1社は、みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併により当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。                      新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社との合併により連結子会社となったため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社                      該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社                      主要な会社名                      Asian-American Merchant Bank Limited                      持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社                      該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 21社                      主要な会社名                      株式会社オリエントコーポレーション                      株式会社千葉興業銀行                      なお、株式会社オリエントコーポレーションは、優先株式の取得請求権を行使したことにより当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。                      また、三豊証券株式会社は、株式の売却により持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社                      該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社                      主要な会社名                      Asian-American Merchant Bank Limited                      持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社                      該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 21社                      主要な会社名                      株式会社千葉興業銀行                      なお、永和証券株式会社他1社は、みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併により当連結会計年度から持分法の対象に含めております。                      新光証券株式会社他2社は、みずほ証券株式会社との合併のため連結子会社となったこと等により、持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社                      該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社                      主要な会社名                      Asian-American Merchant Bank Limited                      持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																												
3. 連結 子会社 の(中 間)決 算日等 に関す る事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>59社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>74社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>26社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日、6月最終営業日の前日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月最終営業日の前日	4社	6月末日	59社	9月末日	74社	12月最終営業日の前日	26社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>6月29日</td><td>12社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>65社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>73社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>13社</td></tr> </table> <p>(2) 6月29日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月29日	12社	6月末日	65社	9月末日	73社	12月最終営業日の前日	13社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>16社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月29日</td><td>11社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>59社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>75社</td></tr> </table> <p>(2) 6月最終営業日の前日、10月末日及び12月29日を決算日とする連結子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月最終営業日の前日	16社	10月末日	1社	12月29日	11社	12月末日	59社	3月末日	75社
4月末日	1社																														
6月最終営業日の前日	4社																														
6月末日	59社																														
9月末日	74社																														
12月最終営業日の前日	26社																														
6月29日	12社																														
6月末日	65社																														
9月末日	73社																														
12月最終営業日の前日	13社																														
6月最終営業日の前日	16社																														
10月末日	1社																														
12月29日	11社																														
12月末日	59社																														
3月末日	75社																														
4. 開示 対象特 別目的 会社に 関する 事項	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)25社に係る借入及びコマース・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社25社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は2,185,141百万円、負債総額(単純合算)は2,184,308百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>貸出金</td><td>1,637,535百万円</td></tr> <tr><td>信用枠及び流動性枠</td><td>303,025百万円</td></tr> </table> <p>主な損益</p> <table> <tr><td>貸出金利息</td><td>9,006百万円</td></tr> <tr><td>役務取引等収益</td><td>1,469百万円</td></tr> </table>	貸出金	1,637,535百万円	信用枠及び流動性枠	303,025百万円	貸出金利息	9,006百万円	役務取引等収益	1,469百万円	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)24社に係る借入及びコマース・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社24社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は1,889,466百万円、負債総額(単純合算)は1,888,410百万円あります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>貸出金</td><td>1,496,149百万円</td></tr> <tr><td>信用枠及び流動性枠</td><td>366,917百万円</td></tr> </table> <p>主な損益</p> <table> <tr><td>貸出金利息</td><td>6,238百万円</td></tr> <tr><td>役務取引等収益</td><td>1,194百万円</td></tr> </table>	貸出金	1,496,149百万円	信用枠及び流動性枠	366,917百万円	貸出金利息	6,238百万円	役務取引等収益	1,194百万円	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)23社に係る借入及びコマース・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社23社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は2,090,738百万円、負債総額(単純合算)は2,089,710百万円あります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当連結会計年度末残高</p> <table> <tr><td>貸出金</td><td>1,690,892百万円</td></tr> <tr><td>信用枠及び流動性枠</td><td>370,549百万円</td></tr> </table> <p>主な損益</p> <table> <tr><td>貸出金利息</td><td>15,013百万円</td></tr> <tr><td>役務取引等収益</td><td>2,562百万円</td></tr> </table>	貸出金	1,690,892百万円	信用枠及び流動性枠	370,549百万円	貸出金利息	15,013百万円	役務取引等収益	2,562百万円				
貸出金	1,637,535百万円																														
信用枠及び流動性枠	303,025百万円																														
貸出金利息	9,006百万円																														
役務取引等収益	1,469百万円																														
貸出金	1,496,149百万円																														
信用枠及び流動性枠	366,917百万円																														
貸出金利息	6,238百万円																														
役務取引等収益	1,194百万円																														
貸出金	1,690,892百万円																														
信用枠及び流動性枠	370,549百万円																														
貸出金利息	15,013百万円																														
役務取引等収益	2,562百万円																														

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5. 会計 処理 基準 に関 する 事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法によっております。	(ロ) 同左	(ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 (リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 2年～20年 無形固定資産 (リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 (リース資産を除く) 同左  無形固定資産 (リース資産を除く) 同左  リース資産 同左	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 (リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 2年～20年 無形固定資産 (リース資産を除く) 同左  リース資産 同左
	(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費 発生時に全額費用として処理しております。 社債発行費 発生時に全額費用として処理しております。 債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 社債発行差金 社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。	(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費 同左  社債発行費 同左  債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 社債発行差金 同左	(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費 同左  社債発行費 同左  債券発行費用 同左  社債発行差金 社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は577,944百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は497,241百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は568,404百万円あります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって中間連結貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金23,103百万円を相殺表示しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって中間連結貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金11,110百万円を相殺表示しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金15,269百万円を相殺表示しております。</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準  同左	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
	(12) 偶発損失引当金の計上基準 オフバランス取引や信託取引のうち他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。	(12) 偶発損失引当金の計上基準 オフバランス取引や信託取引のうち他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。	(12) 偶発損失引当金の計上基準 オフバランス取引や信託取引のうち他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。
	(13) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した預金について、預金者等からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。	(13) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  同左	(13) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  同左
	(14) 債券払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。 (追加情報) 負債計上を中止した債券について、従来、払戻請求時に損失計上していましたが、払戻に関するデータ整備・分析が進み、合理的な見積りが可能となったことから、前連結会計年度末より債券払戻損失引当金を計上しております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は9,760百万円減少しております。	(14) 債券払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。	(14) 債券払戻損失引当金の計上基準  同左
	(15) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。	(15) 特別法上の引当金の計上基準  同左	(15) 特別法上の引当金の計上基準  同左
	(16) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(16) 外貨建資産・負債の換算基準  同左	(16) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>( ) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>( ) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は60,101百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は55,987百万円(同前)であります。</p>	<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>( ) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>( ) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は26,791百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は23,272百万円(同前)であります。</p>	<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>( ) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>( ) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は41,464百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は37,260百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>同左</p>
	<p>(18) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(18) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(18) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
		<p>(19) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>	<p>(19) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>
6.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>		

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(企業結合に関する会計基準等) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。</p>		<p>(企業結合に関する会計基準等) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用しております。</p>
	<p>(金融商品に関する会計基準) 前連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は684百万円増加、有価証券は26,317百万円増加、繰延税金資産は11,769百万円減少、貸倒引当金は17,678百万円減少、その他有価証券評価差額金は17,408百万円増加、少数株主持分は160百万円増加、税金等調整前中間純利益は595百万円増加し、中間純利益は596百万円増加しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は633百万円増加、有価証券は15,242百万円増加、繰延税金資産は12,906百万円減少、貸倒引当金は20,178百万円減少、その他有価証券評価差額金は8,386百万円増加、少数株主持分は28百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ14,745百万円増加し、当期純利益は14,732百万円増加しております。</p>
	<p>(持分法に関する会計基準) 当中間連結会計期間から、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。 なお、これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。</p>	
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、税金等調整前中間純利益は3,445百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による「その他負債」中の資産除去債務の変動額は6,257百万円であります。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1)従来、「金融派生商品」(資産の部)は「その他資産」に含め、「金融派生商品」(負債の部)は「その他負債」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、前連結会計年度から区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「その他資産」に含まれる「金融派生商品」は4,556,965百万円であり、「その他負債」に含まれる「金融派生商品」は4,192,902百万円であります。</p> <p>(2)「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントが当中間連結会計期間において廃止され未利用分のポイントの精算を行ったことに伴い「みずほマイレージクラブ」に係るポイント引当金を全額取崩しております。これによりポイント引当金の金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間からポイント引当金を「その他負債」に含めて計上しております。なお、当中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれるポイント引当金は1,321百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>(1)「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p> <p>(2)従来、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額的重要性が増したことにより当中間連結会計期間から区分掲記しております。</p>	

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成21年7月23日を払込期日とする募集による新株式発行(2,804,400千株)は、引受会社が払込金額(1株当たり176.40円)にて買取引受けを行い、これを払込金額と異なる発行価格(1株当たり184円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では、払込金額の総額と発行価格の総額の差額は引受会社の手取金とし、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。従って、その他経常費用には本発行に係る引受手数料相当額21,313百万円は含まれておりません。</p> <p>なお、連結子会社が利益計上した当該引受手数料相当額7,129百万円を消去し、資本剰余金の増加として処理しております。</p>	<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成22年7月21日を払込期日とする募集による新株式発行(5,609,000千株)は、当初買取引受会社が払込金額(1株当たり125.27円)にて買取引受けを行い、引受会社がこれを払込金額と異なる発行価格(1株当たり130円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では、払込金額の総額と発行価格の総額の差額は当初買取引受会社の手取金とし、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。従って、その他経常費用には本発行に係る引受手数料相当額26,530百万円は含まれておりません。</p> <p>なお、連結子会社が利益計上した当該引受手数料相当額9,734百万円を消去し、資本剰余金の増加として処理しております。</p>	<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成21年7月23日を払込期日とする募集による新株式発行(2,804,400千株)は、引受会社が払込金額(1株当たり176.40円)にて買取引受けを行い、これを払込金額と異なる発行価格(1株当たり184円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では、払込金額の総額と発行価格の総額の差額は引受会社の手取金とし、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。従って、その他経常費用には本発行に係る引受手数料相当額21,313百万円は含まれておりません。</p> <p>なお、連結子会社が利益計上した当該引受手数料相当額7,129百万円を消去し、資本剰余金の増加として処理しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式53,096百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,397百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,737,810百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,235,181百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は102,033百万円、延滞債権額は834,926百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は18,373百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は428,664百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式175,695百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,296百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は8,944,051百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,198,441百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は68,232百万円、延滞債権額は722,387百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は27,940百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は510,031百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式56,429百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,347百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,877,705百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,038,895百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は76,877百万円、延滞債権額は740,756百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,195百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は475,058百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																																																						
<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,383,997百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は521,712百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>7,886,916百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>12,493,801百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>9,233,276百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>1,124百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>250百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>722,682百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び 売渡手形</td> <td>2,615,300百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>6,077,936百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td>5,448,010百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>7,848,690百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金20,623百万円、特定取引資産391,203百万円、有価証券2,543,457百万円、貸出金18,042百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は117,359百万円、デリバティブ取引差入担保金は1,022,560百万円、先物取引差入証拠金は50,673百万円、その他の証拠金等は34,603百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は、57百万円であります。</p>	特定取引資産	7,886,916百万円	有価証券	12,493,801百万円	貸出金	9,233,276百万円	その他資産	1,124百万円	有形固定資産	250百万円	預金	722,682百万円	コールマネー及び 売渡手形	2,615,300百万円	売現先勘定	6,077,936百万円	債券貸借取引受入	5,448,010百万円	担保金		借入金	7,848,690百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,328,591百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は639,824百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>130百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>6,781,451百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>12,973,324百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>9,533,730百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>9,811百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>147百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>703,432百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び 売渡手形</td> <td>1,899,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>5,176,996百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td>5,775,779百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>8,386,388百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金8,225百万円、特定取引資産242,301百万円、有価証券2,556,105百万円、貸出金16,764百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は107,443百万円、デリバティブ取引差入担保金は306,644百万円、先物取引差入証拠金は43,810百万円、その他の証拠金等は26,660百万円あります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。</p>	現金預け金	130百万円	特定取引資産	6,781,451百万円	有価証券	12,973,324百万円	貸出金	9,533,730百万円	その他資産	9,811百万円	有形固定資産	147百万円	預金	703,432百万円	コールマネー及び 売渡手形	1,899,000百万円	売現先勘定	5,176,996百万円	債券貸借取引受入	5,775,779百万円	担保金		借入金	8,386,388百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,302,887百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は610,607百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>130百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>5,808,605百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>14,247,020百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>8,462,677百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>7,727百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>224百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>652,555百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び 売渡手形</td> <td>1,959,200百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>5,610,023百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td>5,803,976百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>7,978,049百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金26,131百万円、特定取引資産168,718百万円、有価証券2,430,231百万円、貸出金18,608百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は111,826百万円、デリバティブ取引差入担保金は446,647百万円、先物取引差入証拠金は45,630百万円、その他の証拠金等は40,021百万円あります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。</p>	現金預け金	130百万円	特定取引資産	5,808,605百万円	有価証券	14,247,020百万円	貸出金	8,462,677百万円	その他資産	7,727百万円	有形固定資産	224百万円	預金	652,555百万円	コールマネー及び 売渡手形	1,959,200百万円	売現先勘定	5,610,023百万円	債券貸借取引受入	5,803,976百万円	担保金		借入金	7,978,049百万円
特定取引資産	7,886,916百万円																																																																							
有価証券	12,493,801百万円																																																																							
貸出金	9,233,276百万円																																																																							
その他資産	1,124百万円																																																																							
有形固定資産	250百万円																																																																							
預金	722,682百万円																																																																							
コールマネー及び 売渡手形	2,615,300百万円																																																																							
売現先勘定	6,077,936百万円																																																																							
債券貸借取引受入	5,448,010百万円																																																																							
担保金																																																																								
借入金	7,848,690百万円																																																																							
現金預け金	130百万円																																																																							
特定取引資産	6,781,451百万円																																																																							
有価証券	12,973,324百万円																																																																							
貸出金	9,533,730百万円																																																																							
その他資産	9,811百万円																																																																							
有形固定資産	147百万円																																																																							
預金	703,432百万円																																																																							
コールマネー及び 売渡手形	1,899,000百万円																																																																							
売現先勘定	5,176,996百万円																																																																							
債券貸借取引受入	5,775,779百万円																																																																							
担保金																																																																								
借入金	8,386,388百万円																																																																							
現金預け金	130百万円																																																																							
特定取引資産	5,808,605百万円																																																																							
有価証券	14,247,020百万円																																																																							
貸出金	8,462,677百万円																																																																							
その他資産	7,727百万円																																																																							
有形固定資産	224百万円																																																																							
預金	652,555百万円																																																																							
コールマネー及び 売渡手形	1,959,200百万円																																																																							
売現先勘定	5,610,023百万円																																																																							
債券貸借取引受入	5,803,976百万円																																																																							
担保金																																																																								
借入金	7,978,049百万円																																																																							

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,405,388百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が47,234,097百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、56,028,769百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が49,142,871百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,358,597百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が48,326,328百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 149,569百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 777,513百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金665,353百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債には、劣後特約付社債2,149,057百万円が含まれております。</p> <p>15. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託921,505百万円、貸付信託37,199百万円であります。</p> <p>16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,202,961百万円であります。</p>	<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 792,099百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金649,260百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債には、劣後特約付社債1,763,042百万円が含まれております。</p> <p>15. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託887,879百万円、貸付信託14,967百万円であります。</p> <p>16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,094,188百万円であります。</p>	<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 776,585百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 37,969百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金659,039百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債には、劣後特約付社債2,124,009百万円が含まれております。</p> <p>15. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託905,343百万円、貸付信託26,251百万円であります。</p> <p>16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,149,361百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益72,732百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額114,081百万円、信用リスク減殺取引に係る費用76,833百万円、貸出金償却69,568百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、証券子会社合併に伴う負ののれん発生益67,916百万円、償却債権取立益28,997百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、証券子会社合併に伴う持分変動損失34,408百万円及び段階取得に係る損失13,670百万円を含んでおります。</p> <p>5. 外国法人税については、従来、法人税法上損金処理をしていたためその他経常費用に計上しており、前中間連結会計期間においても同様に計上していましたが、前連結会計年度末より法人税法上の税額控除の適用を受けることとしたため、法人税、住民税及び事業税に計上しております。前中間連結会計期間においてこの変更を行った場合、前中間連結会計期間のその他経常費用が18,166百万円減少し、法人税、住民税及び事業税が同額増加します。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益36,438百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却29,429百万円、株式等償却28,665百万円、株式等売却損19,379百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益27,749百万円、貸倒引当金戻入益5,772百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載した資産除去債務に関する会計基準の適用による期首影響額3,058百万円、減損損失2,545百万円、固定資産処分損2,110百万円であります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益108,615百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却129,379百万円、貸倒引当金繰入額116,115百万円、信用リスク減殺取引に係る費用90,642百万円、株式等償却53,533百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、負ののれん発生益68,206百万円、償却債権取立益45,034百万円、固定資産処分益3,063百万円、金融商品取引責任準備金取崩額23百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、証券子会社合併に伴う持分変動損失34,408百万円、段階取得に係る損失13,670百万円、固定資産処分損8,898百万円、減損損失4,742百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	11,178,940	4,002,425	-	15,181,366	注1
第十一回第十一種優先株式	914,752	-	-	914,752	
第十三回第十三種優先株式	36,690	-	-	36,690	
合計	12,130,382	4,002,425	-	16,132,808	
自己株式					
普通株式	11,335	14	1,960	9,390	注2
第十一回第十一種優先株式	2,801	317,665	-	320,466	注3
合計	14,136	317,679	1,960	329,856	

注1. 増加は取得請求(1,002,425千株)、公募増資(2,804,400千株)及び第三者割当増資(195,600千株)によるものであります。

2. 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使(1,954千株)及び単元未満株式の買増請求に応じたこと(6千株)によるものであります。

3. 増加は取得請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間		当中間連結 会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権 (自己新株 予約権)	-	(-)	(-)	(-)	(-)		
	ストック・ オプション としての新 株予約権			-		1,643		
連結子会社 (自己新株 予約権)				-		663 (-)		
合計				-		2,307 (-)		

3. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	111,676	10	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第十一回 第十一種 優先株式	18,239	20	平成21年3月31日	
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	30	平成21年3月31日	

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	15,494,397	6,045,176	-	21,539,573	注1
第十一回第十一種優先株式	914,752	-	-	914,752	
第十三回第十三種優先株式	36,690	-	-	36,690	
合計	16,445,839	6,045,176	-	22,491,015	
自己株式					
普通株式	9,397	8	3,761	5,644	注2
第十一回第十一種優先株式	415,471	13,275	-	428,746	注3
合計	424,868	13,283	3,761	434,390	

注1. 増加は取得請求（45,176千株）、公募増資（5,609,000千株）及び第三者割当増資（391,000千株）によるものであります。

2. 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権（ストック・オプション）の権利行使（3,760千株）及び単元未満株式の買増請求に応じたこと（1千株）によるものであります。

3. 増加は取得請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間		当中間連結 会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権 (自己新株 予約権)	-	(-)	(-)	(-)	(-)		
	ストック・ オプション としての新 株予約権			-		1,786		
連結子会社 (自己新株 予約権)				-		992 (-)		
合計				-		2,778 (-)		

3. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	123,880	8	平成22年3月31日	平成22年6月22日
	第十一回 第十一種 優先株式	9,985	20	平成22年3月31日	
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	30	平成22年3月31日	

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	11,178,940	4,315,457	-	15,494,397	注1
第十一回第十一種優先株式	914,752	-	-	914,752	
第十三回第十三種優先株式	36,690	-	-	36,690	
合計	12,130,382	4,315,457	-	16,445,839	
自己株式					
普通株式	11,335	23	1,962	9,397	注2
第十一回第十一種優先株式	2,801	412,670	-	415,471	注3
合計	14,136	412,693	1,962	424,868	

注1. 増加は取得請求（1,315,457千株）、公募増資（2,804,400千株）及び第三者割当増資（195,600千株）によるものであります。

注2. 増加は単元未満株の買取によるものであり、減少は新株予約権（ストック・オプション）の権利行使（1,954千株）及び単元未満株式の買増請求に応じたこと（8千株）によるものであります。

注3. 増加は取得請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度		当連結会計 年度末		
				増加	減少			
当社	新株予約権 (自己新株 予約権)	-	(-)	(-)	(-)	(-)		
	ストック・ オプション としての新 株予約権			-		1,643		
連結子会社 (自己新株 予約権)			-			657 (-)		
合計			-			2,301 (-)		

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	111,676	10	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第十一回 第十一種 優先株式	18,239	20	平成21年3月31日	
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	30	平成21年3月31日	

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	123,880	利益剰余金	8	平成22年3月31日	平成22年6月22日
	第十一回 第十一種 優先株式	9,985	利益剰余金	20	平成22年3月31日	
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	利益剰余金	30	平成22年3月31日	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																		
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <p>平成21年9月30日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,921,251</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td style="text-align: right;">582,948</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td style="text-align: right;"><b>4,338,302</b></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	4,921,251	中央銀行預け金を除く預け金	582,948	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>4,338,302</b>	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <p>平成22年9月30日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,650,486</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td style="text-align: right;">519,729</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td style="text-align: right;"><b>3,130,756</b></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,650,486	中央銀行預け金を除く預け金	519,729	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>3,130,756</b>	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <p>平成22年3月31日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,211,477</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td style="text-align: right;">532,693</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td style="text-align: right;"><b>4,678,783</b></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	5,211,477	中央銀行預け金を除く預け金	532,693	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>4,678,783</b>
現金預け金勘定	4,921,251																			
中央銀行預け金を除く預け金	582,948																			
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>4,338,302</b>																			
現金預け金勘定	3,650,486																			
中央銀行預け金を除く預け金	519,729																			
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>3,130,756</b>																			
現金預け金勘定	5,211,477																			
中央銀行預け金を除く預け金	532,693																			
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>4,678,783</b>																			
<p>2. (表示方法の変更)</p> <p>従来、「金融派生商品資産の純増( )減」及び「金融派生商品負債の純増減( )」は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、前連結会計年度から区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「金融派生商品資産の純増( )減」は1,609,910百万円であり、「金融派生商品負債の純増減( )」は1,424,537百万円でありませす。</p>																				
<p>3. 重要な非資金取引の内容</p> <p>みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併に伴い受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>資産合計</td> <td style="text-align: right;">2,321,155</td> </tr> <tr> <td>うち特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">1,008,003</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right;">2,020,673</td> </tr> <tr> <td>うち特定取引負債</td> <td style="text-align: right;">671,840</td> </tr> </table>	資産合計	2,321,155	うち特定取引資産	1,008,003	負債合計	2,020,673	うち特定取引負債	671,840		<p>3. 重要な非資金取引の内容</p> <p>みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併に伴い受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>資産合計</td> <td style="text-align: right;">2,321,155</td> </tr> <tr> <td>うち特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">1,008,003</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right;">2,020,673</td> </tr> <tr> <td>うち特定取引負債</td> <td style="text-align: right;">671,840</td> </tr> </table>	資産合計	2,321,155	うち特定取引資産	1,008,003	負債合計	2,020,673	うち特定取引負債	671,840		
資産合計	2,321,155																			
うち特定取引資産	1,008,003																			
負債合計	2,020,673																			
うち特定取引負債	671,840																			
資産合計	2,321,155																			
うち特定取引資産	1,008,003																			
負債合計	2,020,673																			
うち特定取引負債	671,840																			

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																				
<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、動産であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																				
<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1)借手側</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>41,304百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>113,506百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>154,810百万円</td> </tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,633百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,135百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,768百万円</td> </tr> </table>	1年内	41,304百万円	1年超	113,506百万円	合計	154,810百万円	1年内	1,633百万円	1年超	8,135百万円	合計	9,768百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1)借手側</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>37,511百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>95,057百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>132,568百万円</td> </tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,602百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7,491百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,094百万円</td> </tr> </table>	1年内	37,511百万円	1年超	95,057百万円	合計	132,568百万円	1年内	1,602百万円	1年超	7,491百万円	合計	9,094百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1)借手側</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>38,007百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>105,268百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>143,275百万円</td> </tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,705百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,406百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,111百万円</td> </tr> </table>	1年内	38,007百万円	1年超	105,268百万円	合計	143,275百万円	1年内	1,705百万円	1年超	8,406百万円	合計	10,111百万円
1年内	41,304百万円																																					
1年超	113,506百万円																																					
合計	154,810百万円																																					
1年内	1,633百万円																																					
1年超	8,135百万円																																					
合計	9,768百万円																																					
1年内	37,511百万円																																					
1年超	95,057百万円																																					
合計	132,568百万円																																					
1年内	1,602百万円																																					
1年超	7,491百万円																																					
合計	9,094百万円																																					
1年内	38,007百万円																																					
1年超	105,268百万円																																					
合計	143,275百万円																																					
1年内	1,705百万円																																					
1年超	8,406百万円																																					
合計	10,111百万円																																					

## (金融商品関係)

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	3,649,994	3,649,994	-
(2) コールローン及び買入手形(*1)	290,795	290,795	-
(3) 買現先勘定	8,389,628	8,389,628	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	6,376,329	6,376,329	-
(5) 買入金銭債権(*1)	1,800,329	1,797,981	2,347
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	10,424,063	10,424,063	-
(7) 金銭の信託(*1)	102,391	102,391	-
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	903,613	916,015	12,402
其他有価証券	42,583,564	42,583,564	-
(9) 貸出金	62,069,897		
貸倒引当金(*1)	740,793		
	61,329,104	61,792,960	463,856
資産計	135,849,813	136,323,724	473,910
(1) 預金	75,612,075	75,581,902	30,173
(2) 譲渡性預金	10,531,592	10,530,922	670
(3) 債券	1,127,527	1,126,947	580
(4) コールマネー及び売渡手形	5,493,654	5,493,654	-
(5) 売現先勘定	12,443,878	12,443,878	-
(6) 債券貸借取引受入担保金	6,319,242	6,319,242	-
(7) 特定取引負債			
売付商品債券等	4,130,675	4,130,675	-
(8) 借入金	9,941,009	9,973,550	32,540
(9) 社債	5,001,381	5,149,377	147,995
負債計	130,601,038	130,750,150	149,111
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	701,690		
ヘッジ会計が適用されているもの	564,196		
貸倒引当金(*1)	40,778		
デリバティブ取引計	1,225,108	1,225,108	-

(\*1) 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金等を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及び其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## 資産

### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)等によっております。

### (6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

### (7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券等は市場価格等によっております。それ以外の金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

### (8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資(証券化商品)につきましては、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況が継続していることから、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### (9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

### (2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（6ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 債券

債券については、市場価格のある債券は市場価格によっており、市場価格のない債券は一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

### (4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定、及び(6) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（6ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (7) 特定取引負債

トレーディング目的の売付商品債券、売付債券については、市場価格等によっております。

### (8) 借入金

借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

### (9) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、市場価格のない社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」、「資産(7) 金銭の信託」及び「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	321,028
組合出資金(*2)	167,841
その他	7,453
合計(*3)	496,323

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(\*3) 当中間連結会計期間において、5,544百万円減損処理を行っております。

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

銀行業を中心とする当社グループは、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しており、一部の金融商品についてはトレーディング業務を行っております。また一部の連結子会社では証券業務やその他の金融関連業務を行っております。

これらの業務に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に留意した取組みを行っております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金、預金の支払い準備及び資金運用目的等で保有する、株式、国債などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少または、消失するリスク（信用リスク）及び、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少するリスク（市場リスク）に晒されています。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っております。これらの資金調達手段は、当社グループの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利で資金調度を余儀なくされることにより損失を被るリスク（流動性リスク）があります。

このほか、当社グループが保有する金融資産・負債に係わる金利リスクコントロール（ALM）として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジまたはフェア・バリュー・ヘッジの）手段として金利スワップ取引などのデリバティブ取引を使用しています。ALM目的として保有するデリバティブ取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスクまたは、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することによって行っております。なお、デリバティブ取引は、トレーディング目的などにおいても使用しております。

金融の自由化、国際化が一層進展するなか、当社グループの保有する金融資産・負債は多様化・複雑化しており、信用リスク・市場リスク・流動性リスクをはじめ、多様なリスクに当社グループは晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### リスク管理への取り組み

当社グループでは、グループ全体およびグループ会社各社の経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてこれらのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の一つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

当社グループでは、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性および適切性の監査の実施等を内容とした、当社グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しています。当社グループは、この基本方針に則りさまざまな手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、リスク管理の強化に努めています。

#### 総合的なリスク管理

当社グループでは、当社グループが保有するさまざまな金融資産・負債が晒されているリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っております。また、当社グループでは、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しています。

具体的には、当社が主要グループ会社に対してリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うとともに、当社グループ全体として保有するリスクが資本勘定等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当社グループ及び主要グループ会社は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためのリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、各社内を取締役会等で報告をしております。

#### 信用リスクの管理

当社グループの信用リスク管理は、信用リスクを相互に補完する2つのアプローチによって実施しております。1つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう1つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。

当社では、取締役会が信用リスクに関する重要な事項を決定します。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、信用リスク管理にかかわる基本的な方針や当社グループのクレジットポートフォリオ運営に関する事項、信用リスクのモニタリング等について、総合的に審議・調整等を行います。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は協働して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後1年間に予想される平均的な損失額（＝信用コスト）、一定の信頼区間における最大損失額（＝信用V A R）、及び信用V A Rと信用コストとの差額

( = 信用リスク量 ) を計測し、保有ポートフォリオから発生する損失の可能性を管理しています。また、全体の信用リスクを特定企業への与信集中の結果発生する「与信集中リスク」と企業グループ・業種等への与信集中の結果発生する「連鎖デフォルトリスク」に分解し、それぞれのリスクを制御するために各種ガイドラインを設定するなど適切な管理を行っています。

主要グループ会社では、当社で定めた「信用リスク管理の基本方針」に則り、各社の取締役会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定します。また、各社の経営政策委員会において、おのおのクレジットポートフォリオの運営、与信先に対する取引方針について総合的に審議・調整を行います。

主要グループ会社のリスク管理担当役員は、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管します。信用リスク管理担当部署は、与信管理の企画・運営ならびに信用リスクの計測・モニタリング等を行っています。審査担当部署は、各社で定めた権限体系に基づき、取引先の審査、管理、回収等に関する事項につき、方針の決定や案件の決裁を行います。また、牽制機能強化の観点から、業務部門から独立した内部監査部門において、信用リスク管理の適切性等を検証しています。

#### 市場リスクの管理

当社では、取締役会が市場リスクに関する重要事項を決定します。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、ALMにかかわる基本的な方針・リスク計画・市場リスク管理に関する事項や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等、総合的に審議・調整等を行います。

リスク管理グループ長は市場リスク管理の企画運営全般に関する事項を所管します。総合リスク管理部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等の実務を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行います。総合リスク管理部は、当社グループ全体の市場リスク状況を把握・管理するとともに、主要グループ会社のリスク状況等を把握し、社長への日次報告や、取締役会および経営会議等に対する定期的な報告を行っています。

市場リスクの管理方法としては、配賦リスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、VARとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としています。トレーディング業務およびバンキング業務については、VARによる限度および損失に対する限度を設定しております。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度等を用いたポジション枠を設定しております。

主要グループ会社では、当社で定めた「市場リスク管理の基本方針」に則った基本方針を制定し、市場リスク管理に関する重要な事項については、基本方針に則り、取締役会が決定し、頭取・社長が市場リスク管理を統括しています。また、当グループ共通のリスクキャピタル配賦制度のもとで、市場リスクに対して、当社から配賦されるリスクキャピタルに応じて諸リミットを設定し管理しています。市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会を設置するなど、主要グループ各社においても当社と同様の管理を行っています。さらに、市場性業務に関しては、フロントオフィス（市場部門）やバックオフィス（事務管理部門）から独立したミドルオフィス（リスク管理専担部署）を設置し相互に牽制が働く体制としています。ミドルオフィスは、VARに加えて、取引実態に応じて10BPV（ベースポイントバリュエーション）等のリスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しています。

#### 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループの流動性リスク管理体制は、基本的に前述「市場リスクの管理」の市場リスク管理体制と同様ですが、これに加え、財務・主計グループ長が資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、当社では財務企画部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行います。資金繰りの状況等については、ALM・マーケットリスク委員会、経営会議および社長に報告しています。

流動性リスクの計測は、市場からの資金調達に関する上限額等、資金繰りに関する指標を用いています。流動性リスクに関するリミット等は、ALM・マーケットリスク委員会での審議・調整および経営会議の審議を経て社長が決定します。さらに、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、および「懸念時」・「危機時」の対応について定めています。これに加え、当社グループの資金繰りに影響を与える「緊急事態」が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金（*1）	5,211,053	5,211,053	-
(2) コールローン及び買入手形（*1）	604,860	604,860	-
(3) 買現先勘定	7,129,676	7,129,676	-

(4) 債券貸借取引支払保証金	5,744,901	5,744,901	-
(5) 買入金銭債権 (* 1)	2,038,933	2,036,556	2,376
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	9,920,842	9,920,842	-
(7) 金銭の信託 (* 1)	119,376	119,376	-
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	603,378	607,412	4,033
その他有価証券	41,737,970	41,737,970	-
(9) 貸出金	62,164,579		
貸倒引当金 (* 1)	795,821		
	61,368,758	61,715,589	346,831
資産計	134,479,751	134,828,239	348,487
(1) 預金	76,339,779	76,298,271	41,508
(2) 譲渡性預金	10,287,808	10,286,817	991
(3) 債券	1,517,797	1,515,411	2,386
(4) コールマネー及び売渡手形	5,786,370	5,786,370	-
(5) 売現先勘定	12,075,802	12,075,802	-
(6) 債券貸借取引受入担保金	6,615,512	6,615,512	-
(7) 特定取引負債			
売付商品債券等	4,113,188	4,113,188	-
(8) 借入金	9,663,867	9,682,681	18,813
(9) 社債	4,970,257	5,070,043	99,786
負債計	131,370,385	131,444,098	73,713
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	568,113		
ヘッジ会計が適用されているもの	285,872		
貸倒引当金 (* 1)	31,929		
デリバティブ取引計	822,056	822,056	-

(\* 1) 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金等を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## 資産

### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)等によっております。

### (6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

### (7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券等は市場価格等によっております。それ以外の金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

### (8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資(証券化商品)につきましては、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況が継続していることから、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### (9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

### (2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（6ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 債券

債券については、市場価格のある債券は市場価格によっており、市場価格のない債券は一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

### (4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定、及び (6) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（6ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (7) 特定取引負債

トレーディング目的の売付商品債券、売付債券については、市場価格等によっております。

### (8) 借入金

借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

### (9) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、市場価格のない社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」、「資産(7) 金銭の信託」及び「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	519,791
組合出資金(*2)	170,883
その他	8,274
合計(*3)	698,949

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(\*3) 当連結会計年度において、49,906百万円減損処理を行っております。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	4,249,373	14,495	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	605,238	-	-	-	-	-
買入金銭債権	530,777	206,036	316,593	87,388	30,413	869,236
有価証券(*1)	17,218,477	10,983,497	5,274,257	906,440	1,776,018	2,407,504
満期保有目的の債券	1,404	1,518	600,455	-	-	-
国債	-	-	600,455	-	-	-
社債	1,404	1,518	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	17,217,072	10,981,978	4,673,801	906,440	1,776,018	2,407,504
国債	15,596,785	7,603,343	2,572,304	482,211	1,306,848	787,766
地方債	15,840	41,580	51,851	15,190	31,382	998
社債	540,193	1,016,820	718,058	136,765	146,503	718,331
外国債券	1,037,718	2,270,219	1,288,925	251,902	282,369	896,798
その他	26,534	50,014	42,661	20,371	8,915	3,609
貸出金(*2)	25,741,226	13,812,290	7,725,164	3,379,471	2,949,468	7,107,020
合計	48,345,093	25,016,319	13,316,016	4,373,300	4,755,900	10,383,761

(\*1) 有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含んでおります。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1816,436百万円、期間の定めのないもの633,501百万円は含めておりません。

## (注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	72,435,216	3,254,634	538,177	72,675	39,076	-
譲渡性預金	10,283,858	3,950	-	-	-	-
債券	860,824	314,118	342,855	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	5,786,370	-	-	-	-	-
借入金(*2)	8,447,960	235,680	356,903	249,544	133,675	87,103
短期社債	492,400	-	-	-	-	-
社債(*2)	186,221	1,376,941	1,391,549	602,147	635,178	369,231
合計	98,492,851	5,185,324	2,629,484	924,366	807,930	456,335

(\*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 借入金及び社債のうち、期間の定めのないもの(借入金153,000百万円、社債409,008百万円)は含めておりません。

(有価証券関係)

1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部、並びに「その他資産」の一部を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	350,401	353,250	2,848
社債	6,642	6,655	13
その他	54,127	54,193	66
合計	411,171	414,099	2,928

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,659,340	2,981,748	322,408
債券	25,616,104	25,700,539	84,434
国債	24,351,857	24,437,217	85,360
地方債	111,584	113,348	1,763
社債	1,152,662	1,149,973	2,689
その他	8,087,124	7,886,838	200,285
外国債券	5,352,306	5,318,266	34,040
買入金銭債権	1,691,735	1,672,124	19,611
その他	1,043,082	896,447	146,634
合計	36,362,570	36,569,127	206,556

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額は、46,346百万円(利益)であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等により、また、それ以外については、当中間連結決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結決算日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、10,899百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

1. 変動利付国債

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社は、「有価証券」のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

なお、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が91,888百万円増加、「繰延税金資産」が16,549百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が71,964百万円、「少数株主持分」が3,374百万円増加しております。

合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等あります。

2. 証券化商品

国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況が継続していることから、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。

これにより、従来より継続的にブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等をもって時価としていた場合に比べ、当中間連結会計期間末において、「有価証券」が132,779百万円増加、「繰延税金資産」が422百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が7,821百万円増加し、当中間連結会計期間において、「経常利益」が15,107百万円増加しております。

なお、上記の経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって計上した証券化商品の連結貸借対照表価額は521,056百万円であります。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,831,279
非上場株式	424,867
非上場外国証券	332,079
その他	196,501

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	900,697	913,089	12,391
	社債	2,915	2,926	11
合計		903,613	916,015	12,402

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,369,407	992,081	377,325
	債券	24,984,252	24,838,155	146,096
	国債	22,265,540	22,184,405	81,135
	地方債	180,524	175,589	4,935
	社債	2,538,186	2,478,160	60,025
	その他	6,656,209	6,510,999	145,210
	外国債券	5,671,530	5,579,260	92,270
	買入金銭債権	658,308	637,647	20,660
	その他	326,370	294,091	32,279
	小計	33,009,869	32,341,236	668,632
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,246,480	1,536,992	290,512
	債券	6,322,129	6,350,214	28,084
	国債	5,163,298	5,165,096	1,798
	地方債	15,903	15,904	1
	社債	1,142,928	1,169,212	26,284
	その他	3,362,856	3,616,013	253,156
	外国債券	1,984,525	2,043,679	59,154
	買入金銭債権	606,459	634,515	28,055
	その他	771,870	937,817	165,946
	小計	10,931,466	11,503,219	571,753
合計		43,941,335	43,844,456	96,879

（注）評価差額のうち、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額は、5,562百万円（損失）であります。

### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、28,658百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

前連結会計年度末

#### 1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	25,813

#### 2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	400,391	404,805	4,413
	社債	2,923	2,937	13
	小計	403,314	407,742	4,427
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	200,064	199,670	394
	小計	200,064	199,670	394
合計		603,378	607,412	4,033

#### 3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,994,637	1,445,293	549,344
	債券	22,590,473	22,469,494	120,978
	国債	20,494,801	20,424,939	69,862
	地方債	123,410	121,345	2,064
	社債	1,972,260	1,923,209	49,051
	その他	3,836,979	3,734,476	102,502
	外国債券	2,863,385	2,813,103	50,281
	買入金銭債権	626,011	613,748	12,262
	その他	347,582	307,624	39,958
	小計	28,422,090	27,649,264	772,825

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	903,539	1,111,993	208,453
	債券	9,169,208	9,215,972	46,764
	国債	7,854,456	7,863,788	9,331
	地方債	33,436	33,551	114
	社債	1,281,315	1,318,632	37,317
	その他	4,849,480	5,091,492	242,012
	外国債券	3,187,585	3,266,182	78,596
	買入金銭債権	849,091	876,840	27,749
	その他	812,803	948,469	135,666
	小計	14,922,228	15,419,458	497,230
合計	43,344,318	43,068,723	275,594	

(注) 評価差額のうち、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額は、7,910百万円(利益)であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	338,104	102,164	9,267
債券	34,811,529	51,736	30,688
国債	34,381,459	48,105	30,277
地方債	81,651	569	80
社債	348,419	3,061	330
その他	11,687,928	68,561	69,260
合計	46,837,563	222,463	109,216

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はございません。

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当連結決算日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、32,553百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

( 金銭の信託関係 )

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 ( 平成21年 9 月30日現在 )

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 ( 運用目的及び満期保有目的以外 ) ( 平成21年 9 月30日現在 )

	取得原価 ( 百万円 )	中間連結貸借対照表 計上額 ( 百万円 )	評価差額 ( 百万円 )
その他の金銭の信託	1,135	1,111	23

( 注 ) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価等により計上した  
ものであります。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 ( 平成22年 9 月30日現在 )

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 ( 運用目的及び満期保有目的以外 ) ( 平成22年 9 月30日現在 )

	中間連結貸借 対照表計上額 ( 百万円 )	取得原価 ( 百万円 )	差額 ( 百万円 )	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの ( 百万円 )	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの ( 百万円 )
その他の金銭の信託	1,020	1,050	30	-	30

( 注 ) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えな  
いもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託 ( 平成22年 3 月31日現在 )

	連結貸借対照表計上額 ( 百万円 )	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 ( 百万円 )
運用目的の金銭の信託	118,367	-

2. 満期保有目的の金銭の信託 ( 平成22年 3 月31日現在 )

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 ( 運用目的及び満期保有目的以外 ) ( 平成22年 3 月31日現在 )

	連結貸借対 照表計上額 ( 百万円 )	取得原価 ( 百万円 )	差額 ( 百万円 )	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの ( 百万円 )	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの ( 百万円 )
その他の金銭の信託	1,070	1,077	6	-	6

( 注 ) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」  
はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	160,250
その他有価証券	160,274
その他の金銭の信託	23
( ) 繰延税金負債	29,193
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	131,057
( ) 少数株主持分相当額	17,121
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,470
その他有価証券評価差額金	116,406

(注) 1. 時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額46,346百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	101,785
その他有価証券	101,815
その他の金銭の信託	30
( ) 繰延税金負債	59,425
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	42,360
( ) 少数株主持分相当額	14,298
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4,443
その他有価証券評価差額金	32,505

(注) 1. 時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額5,562百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金（平成22年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	267,173
その他有価証券	267,179
その他の金銭の信託	6
（ ）繰延税金負債	74,306
その他有価証券評価差額金 （持分相当額調整前）	192,867
（ ）少数株主持分相当額	20,429
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4,493
その他有価証券評価差額金	176,931

（注）1.時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額7,910百万円（利益）は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

## (デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

## (1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	51,076,848	8,123	8,123
	金利オプション	11,333,822	206	257
店頭	金利先渡契約	44,280,281	3,443	3,443
	金利スワップ	816,957,718	395,773	395,773
	金利オプション	46,576,532	6,125	6,125
	合計	-	-	413,723

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	23,277	1	1
店頭	通貨スワップ	22,710,019	375,405	208,193
	為替予約	33,978,097	163,450	163,450
	通貨オプション	20,644,577	539,581	597,512
	合計	-	-	552,767

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## (3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	145,589	795	795
	株式指数先物オプション	228,983	4,456	678
店頭	株リンクスワップ	412,326	43,295	43,295
	有価証券店頭オプション	1,355,209	52,612	31,151
	その他	47,815	612	612
	合計	-	-	10,056

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (4) 債券関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
金融商品 取引所	債券先物	3,230,425	3,612	3,612
	債券先物オプション	173,715	164	64
店頭	債券店頭オプション	1,616,793	355	752
	合計	-	-	2,924

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (5) 商品関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
金融商品 取引所	商品先物	63,576	784	784
	商品先物オプション	227	134	6
店頭	商品オプション	1,005,259	30,247	30,247
	合計	-	-	29,469

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。  
 2．商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	クレジットデリバティブ	11,273,293	27,649	27,649
	合計	-	-	27,649

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (7) ウェザーデリバティブ取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ （オプション系）	410	4	4
	合計	-	-	4

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 2．取引は気温、降雨量等に係るものであります。

当中間連結会計期間末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	17,919,438	5,157,506	183,435	183,435
	買建	18,135,274	5,668,580	188,473	188,473
	金利オプション				
	売建	2,066,235	38,844	3,198	737
	買建	4,617,327	33,644	1,778	151
店頭	金利先渡契約				
	売建	15,776,001	1,839,778	7,228	7,228
	買建	16,282,500	1,439,990	7,300	7,300
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	340,716,827	237,216,259	13,233,140	13,233,140
	受取変動・支払固定	339,749,445	231,764,376	12,788,690	12,788,690
	受取変動・支払変動	37,058,952	24,646,588	8,204	8,204
	受取固定・支払固定	505,016	248,995	962	962
	金利オプション				
	売建	16,091,054	10,241,512	238,123	238,123
	買建	15,016,212	9,284,869	250,023	250,023
連結会社間 取引及び内 部取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,942,353	1,085,030	39,221	39,221
	受取変動・支払固定	4,373,550	3,611,800	125,118	125,118
	受取変動・支払変動	14,800	14,800	42	42
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	154	-	11	11
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	381,330	381,861

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2)通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	20,650	-	0	0
	買建	23,423	-	68	68
店頭	通貨スワップ	22,402,698	15,010,743	303,403	322,650
	為替予約				
	売建	20,804,768	1,834,603	593,490	593,490
	買建	12,500,391	1,328,377	433,371	433,371
	通貨オプション				
	売建	7,572,604	4,791,414	963,453	226,380
	買建	8,310,818	5,442,435	1,529,724	826,385
連結会社間取引及び内部取引	通貨スワップ	1,036,066	650,539	141,559	94,056
	合計	-	-	281,495	343,485

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (3)株式関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	236,620	3,198	3,025	3,025
	買建	148,030	-	1,795	1,795
	株式指数先物オプション				
	売建	185,087	43,070	9,508	1,417
	買建	116,614	35,967	5,404	1,152
店頭	株リンクスワップ	655,937	545,443	37,055	37,055
	有価証券店頭オプション				
	売建	922,733	472,166	131,475	82,148
	買建	868,146	395,588	99,988	66,500
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	61,713	45,499	1,243	1,243
	合計	-	-	2,111	18,096

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4)債券関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	1,808,886	-	7,345	7,345
	買建	1,289,040	-	4,810	4,810
	債券先物オプション				
	売建	166,031	-	208	115
	買建	150,507	-	415	71
店頭	債券店頭オプション				
	売建	534,324	12,945	1,563	500
	買建	536,065	9,872	834	281
	合計	-	-	3,056	3,273

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5)商品関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	商品先物				
	売建	47,507	8,615	368	368
	買建	47,626	7,958	1,011	1,011
	商品先物オプション				
	売建	160	100	192	246
買建	121	106	101	262	
店頭	商品オプション				
	売建	383,889	249,740	35,382	35,382
	買建	366,585	230,404	58,768	58,768
	合計	-	-	23,938	24,012

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6)クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	4,439,530	3,472,358	30,771	30,771
	買建	4,958,949	3,840,994	50,863	50,863
	合計	-	-	20,091	20,091

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値や取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## (7)ウェザーデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売建	9	-	2	2
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 取引は降雨量等に係るものであります。

前連結会計年度末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	16,529,530	4,639,493	154,515	154,515
	買建	17,259,295	5,246,758	162,357	162,357
	金利オプション				
	売建	6,412,561	193,463	4,688	1,048
	買建	4,488,587	148,913	3,434	442
店頭	金利先渡契約				
	売建	22,910,980	2,399,405	8,818	8,818
	買建	23,046,447	2,271,562	7,797	7,797
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	344,794,257	239,538,988	11,520,892	11,520,892
	受取変動・支払固定	343,671,973	234,307,459	11,178,088	11,178,088
	受取変動・支払変動	37,764,377	27,764,801	7,706	7,706
	受取固定・支払固定	525,889	288,847	407	407
	金利オプション				
	売建	21,742,456	10,924,189	302,522	302,522
	買建	20,125,173	10,013,983	311,657	311,657
連結会社間 取引及び内 部取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,583,169	939,225	28,829	28,829
	受取変動・支払固定	3,615,017	3,536,412	72,937	72,937
	受取変動・支払変動	14,800	14,800	28	28
	受取固定・支払固定	139	-	0	0
	金利オプション				
	売建	2,670	-	77	77
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	321,407	322,056

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2)通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	14,584	-	24	24
	買建	13,422	-	3	3
店頭	通貨スワップ	22,086,485	15,456,612	144,198	197,283
	為替予約				
	売建	20,638,991	1,562,951	73,677	73,677
	買建	13,469,117	1,261,297	150,764	150,764
	通貨オプション				
	売建	8,678,561	5,789,606	1,029,245	260,838
	買建	9,527,019	6,581,705	1,400,679	688,725
連結会社間取引及び内部取引	通貨スワップ	931,131	817,985	82,520	53,480
	合計	-	-	221,781	254,189

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (3)株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	159,999	-	4,657	4,657
	買建	121,367	-	2,567	2,567
	株式指数先物オプション				
	売建	207,909	31,870	12,958	1,977
	買建	172,034	21,592	5,031	787
店頭	株リンクスワップ	418,597	413,527	34,821	34,821
	有価証券店頭オプション				
	売建	832,511	399,242	114,918	66,796
	買建	752,781	322,100	73,283	42,878
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	62,100	60,200	381	381
	合計	-	-	16,447	6,429

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4)債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	1,193,156	-	2,325	2,325
	買建	1,465,925	-	787	787
	債券先物オプション				
	売建	68,410	-	52	19
	買建	199,968	-	279	186
店頭	債券店頭オプション				
	売建	660,435	25,112	1,102	336
	買建	645,516	17,961	712	58
	合計	-	-	1,375	1,092

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5)商品関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	商品先物				
	売建	47,367	10,116	977	977
	買建	46,101	9,669	1,593	1,593
	商品先物オプション				
	売建	256	111	307	440
買建	235	117	414	502	
店頭	商品オプション				
	売建	466,243	316,942	54,544	54,544
	買建	450,913	303,337	77,967	77,967
	合計	-	-	24,145	23,976

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6)クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	4,824,681	4,034,665	55,425	55,425
	買建	5,375,100	4,447,615	71,275	71,275
	合計	-	-	15,850	15,850

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値や取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## (7)ウェザーデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売建	15	-	0	0
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 取引は降雨量等に係るものであります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、預金、 社債、借入金等			
	受取固定・支払変動		22,311,442	15,622,827	298,862
	受取変動・支払固定		4,413,028	3,394,816	78,744
	受取変動・支払変動		185,797	184,800	367
	金利オプション 買建		2,670	-	77
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	金利スワップ 受取変動・支払固定	その他有価証 券、貸出金	77,820	65,095	2,793
金利スワップの特 例処理	金利スワップ	貸出金、借入金			
	受取固定・支払変動		30,000	30,000	(注) 3.
	受取変動・支払固定		7,249	5,658	
	合計	-	-	-	217,769

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金・借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金・借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金、預金、 借入金、子会社 純資産の親会社 持分	5,789,917	998,882	75,820
	為替予約 売建		232,165	-	7,720
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	為替予約 売建	その他有価証券	273	-	6
	合計	-	-	-	68,093

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3)株式関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物	投資信託			
	売建		70	-	7
	買建		224	-	16
	合計	-	-	-	9

(注)時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 707百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

(1) 当社

	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 5,835,000株
付与日	平成21年9月25日
権利確定条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年9月28日 至 平成41年9月25日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき168円69銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2)みずほ信託銀行株式会社

	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 7名 同社の執行役員 18名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 1,744,000株
付与日	平成21年7月10日
権利確定条件	みずほ信託銀行株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年7月11日 至 平成41年7月10日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき110円00銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (3)みずほ証券株式会社

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 8名 同社の執行役員 60名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 1,217,000株
付与日	平成21年8月18日
権利確定条件	みずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。但し、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した後、引続き同社の取締役又は執行役員に就任する場合はこの限りではなく、最終的に同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。
対象勤務期間	自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年8月19日 至 平成41年8月18日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき306円21銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 680百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

(1) 当社

	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 12名 子会社の執行役員 71名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 6,808,000株
付与日	平成22年8月26日
権利確定条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
権利行使期間	自 平成22年8月27日 至 平成42年8月26日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき119円52銭

（注） 株式数に換算して記載しております。

## (2)みずほ信託銀行株式会社

	みずほ信託銀行株式会社 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 7名 同社の執行役員 19名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 2,586,000株
付与日	平成22年7月8日
権利確定条件	みずほ信託銀行株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
権利行使期間	自 平成22年7月9日 至 平成42年7月8日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき70円03銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (3)みずほ証券株式会社

	みずほ証券株式会社 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 9名 同社の執行役員 41名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 1,972,000株
付与日	平成22年7月9日
権利確定条件	みずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。但し、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した後、引続き同社の取締役又は執行役員に就任する場合はこの限りではなく、最終的に同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。
対象勤務期間	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
権利行使期間	自 平成22年7月10日 至 平成42年7月9日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき190円28銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 1,548百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

Stock・オプションの内容

	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 5,409,000株	普通株式 5,835,000株
付与日	平成21年 2月16日	平成21年 9月25日
権利確定条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左
対象勤務期間	自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 3月31日	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
権利行使期間	自 平成21年 2月17日 至 平成41年 2月16日	自 平成21年 9月28日 至 平成41年 9月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの規模及びその変動状況

(イ) Stock・オプションの数

	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	5,279,000	-
付与	-	5,835,000
失効	-	-
権利確定	1,824,000	-
未確定残	3,455,000	5,835,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	130,000	-
権利確定	1,824,000	-
権利行使	1,954,000	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) Stock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

## (ロ) 単価情報

	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第2回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	208円83銭	-
付与日における公正な評価 単価	1株につき 190円91銭	1株につき 168円69銭

## ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された株式会社みずほフィナンシャルグループ第2回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

		株式会社みずほフィナンシャルグループ 第2回新株予約権
株価変動性	(注) 1	67.184%
予想残存期間	(注) 2	1.86年
予想配当	(注) 3	1株につき8円
無リスク利率	(注) 4	0.215%

(注) 1. 割当日前営業日(平成21年9月24日)から予想残存期間(1.86年)に相当する過去97週分の当社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 当社及び割当対象子会社の役員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。

3. 平成22年3月期の普通株式予想配当によります。

4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

## ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (2) みずほ信託銀行株式会社

## ストック・オプションの内容

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 7名 同社の執行役員 20名	同社の取締役 7名 同社の執行役員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,695,000株	普通株式 1,744,000株
付与日	平成21年2月16日	平成21年7月10日
権利確定条件	みずほ信託銀行株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左
対象勤務期間	自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年2月17日 至 平成41年2月16日	自 平成21年7月11日 至 平成41年7月10日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの規模及びその変動状況

## (イ) スtock・オプションの数

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,695,000	-
付与	-	1,744,000
失効	-	-
権利確定	615,000	-
未確定残	1,080,000	1,744,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	615,000	-
権利行使	615,000	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

## (ロ) 単価情報

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	105円93銭	-
付与日における公正な評価 単価	1株につき91円49銭	1株につき110円00銭

## ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたみずほ信託銀行株式会社第2回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

		みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
株価変動性	(注) 1	49.137%
予想残存期間	(注) 2	1.84年
予想配当	(注) 3	1株につき0円00銭
無リスク利率	(注) 4	0.228%

(注) 1. 割当日前営業日(平成21年7月9日)から予想残存期間(1.84年)に相当する過去96週分の同社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 同社役員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。

3. 割当日前営業日(平成21年7月9日)において平成22年3月期の普通株式配当予想額が未定であるため、平成21年3月期の普通株式配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

## ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (3) みずほ証券株式会社

## ストック・オプションの内容

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 8名 同社の執行役員 60名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,217,000株
付与日	平成21年8月18日
権利確定条件	みずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。但し、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した後、引続き同社の取締役又は執行役員に就任する場合はこの限りではなく、最終的に同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。
対象勤務期間	自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年8月19日 至 平成41年8月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの規模及びその変動状況

## (イ) スtock・オプションの数

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	1,217,000
失効	2,000
権利確定	50,000
未確定残	1,165,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	50,000
権利行使	16,000
失効	-
未行使残	34,000

(注) スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

(ロ) 単価情報

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円
行使時平均株価	265円00銭
付与日における公正な評価単価	1株につき306円21銭

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたみずほ証券株式会社第2回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法      ブラック・ショールズ・モデル

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権
株価変動性      (注) 1	51.64%
予想残存期間      (注) 2	3.03年
予想配当      (注) 3	1株につき5円
無リスク利率      (注) 4	0.375%

(注) 1. 割当日前営業日(平成21年8月17日)から予想残存期間(3.03年)に相当する過去158週分の同社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 同社役員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。

3. 平成21年5月7日の合併を考慮し、過去の実績配当等に基づき見積もっております。

4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (セグメント情報等)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,236,998	198,415	49,619	1,485,032	-	1,485,032
(2)セグメント間の内部経常収益	12,925	9,434	61,550	83,911	(83,911)	-
計	1,249,924	207,849	111,170	1,568,943	(83,911)	1,485,032
経常費用	1,188,116	159,826	111,399	1,459,343	(78,100)	1,381,242
経常利益 (は経常損失)	61,807	48,022	229	109,600	(5,810)	103,789

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

## 2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...投資顧問業等

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	2,347,271	361,801	108,552	2,817,625	-	2,817,625
(2)セグメント間の内部経常収益	22,421	15,862	179,706	217,990	(217,990)	-
計	2,369,693	377,664	288,258	3,035,616	(217,990)	2,817,625
経常費用	2,097,174	319,830	284,406	2,701,410	(210,912)	2,490,498
経常利益	272,518	57,834	3,852	334,205	(7,078)	327,127
資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出						
資産	137,607,464	22,745,875	877,702	161,231,041	(4,977,469)	156,253,572
減価償却費	124,294	26,552	5,089	155,936	-	155,936
減損損失	4,051	668	22	4,742	-	4,742
資本的支出	234,023	18,084	2,577	254,686	-	254,686

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

## 2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...投資顧問業等

3. 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、銀行業について、資産は23,147百万円、経常利益は14,745百万円それぞれ増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対す る経常収益	1,227,395	86,286	117,496	53,853	1,485,032	-	1,485,032
(2)セグメント間の 内部経常収益	65,641	64,723	4,459	1,306	136,129	(136,129)	-
計	1,293,036	151,009	121,956	55,159	1,621,162	(136,129)	1,485,032
経常費用	1,155,834	113,943	164,748	36,741	1,471,269	(90,026)	1,381,242
経常利益 (は経常損失)	137,201	37,065	42,792	18,418	149,893	(46,103)	103,789

- (注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。
3. 国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況が継続していることから、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。
- これにより、従来より継続的にブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等をもって時価としていた場合に比べ、当中間連結会計期間において、経常損失が欧州について15,107百万円減少しております。

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対す る経常収益	2,363,766	149,919	182,744	121,195	2,817,625	-	2,817,625
(2)セグメント間の 内部経常収益	108,856	127,680	8,859	4,087	249,484	(249,484)	-
計	2,472,622	277,600	191,603	125,283	3,067,109	(249,484)	2,817,625
経常費用	2,168,368	195,671	213,165	82,194	2,659,400	(168,901)	2,490,498
経常利益 (は経常損失)	304,253	81,928	21,561	43,088	407,709	(80,582)	327,127
資産	138,396,887	17,170,950	11,799,476	6,371,908	173,739,223	(17,485,651)	156,253,572

- (注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。
3. 当連結会計年度から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。
- これにより、従来の方法に比べ、資産が、日本について23,623百万円増加し、欧州について497百万円減少し、アジア・オセアニアについて21百万円増加しております。また、経常利益が、日本について14,745百万円増加しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	257,637
連結経常収益	1,485,032
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	17.3

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	金額（百万円）
海外経常収益	453,859
連結経常収益	2,817,625
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	16.1

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

## 【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループは、事業セグメントを商品・サービスの性質、顧客属性、グループの組織体制に基づき分類しております。

以下に示す報告セグメント情報は、経営者が当社グループの各事業セグメントの業績評価に使用している内部管理報告に基づいており、その評価についてはグループ内の管理会計ルール・実務に則して、主に業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）を用いております。

当社グループの事業ポートフォリオ運営は、「グローバルコーポレートグループ」、「グローバルリテールグループ」、「グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ」の3つのグローバルグループにより行っており、各グローバルグループの中核会社は、グローバルコーポレートグループはみずほコーポレート銀行とみずほ証券、グローバルリテールグループはみずほ銀行とみずほインベスターズ証券、グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループはみずほ信託銀行となっております。

また、みずほコーポレート銀行とみずほ銀行はそれぞれ、顧客属性や機能等に基づき事業セグメントを分類しておりますが、これら事業セグメントを、みずほコーポレート銀行では「国内部門」、「国際部門」、「市場部門・その他」の3つの報告セグメントに、みずほ銀行では「個人部門」、「法人部門」、「市場部門・その他」の3つの報告セグメントに区分しております。

さらに、上記の3つのグローバルグループに加えて、どのグローバルグループにも属さず幅広い顧客にサービスを提供している子会社を「その他」として分類しております。

### [グローバルコーポレートグループ]

#### [みずほコーポレート銀行]

みずほコーポレート銀行は、グローバルコーポレートグループの中核会社であり、大企業や金融法人、公共法人、海外の日系・非日系企業、外国政府等を顧客として、銀行業務やその他の金融サービスの提供を行っております。

#### (国内部門)

「コーポレートバンキング」、「グローバルインベストメントバンキング」、「グローバルトランザクション」の3つのユニットにより構成され、国内の大企業や金融法人、公共法人等の顧客に対して、商業銀行業務、アドバイザー業務、シンジケートローン、ストラクチャードファイナンス等の金融商品・サービスを提供しております。

#### (国際部門)

海外の日系・非日系企業等の顧客に対して、海外ネットワークを通じ、主に商業銀行業務や外国為替業務を提供しております。

#### (市場部門・その他)

「グローバルマーケット」及び「グローバルアセットマネジメント」の2つのユニットにより構成され、顧客の財務・事業リスクコントロールニーズに対応するデリバティブやその他のリスクヘッジ商品を提供すること等を通じて、国内部門、国際部門の業務をサポートしております。また、外国為替取引や債券トレーディング、資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM）等も行っております。なお、このセグメントの計数には本部・管理部門の経費等を含んでおります。

#### [みずほ証券]

みずほ証券はグローバルコーポレートグループ内の証券会社であり、事業法人、金融法人、公共法人、個人等の顧客に対して、フルラインの証券サービスを提供しております。

なお、みずほ証券は、平成21年5月に旧みずほ証券と旧新光証券が合併した会社であります。

#### [その他]

みずほ証券を除くみずほコーポレート銀行の子会社から構成され、主にグローバルコーポレートグループの顧客に対して、金融商品・サービスを提供しております。

## [グローバルリテールグループ]

### [みずほ銀行]

みずほ銀行は、グローバルリテールグループの中核会社であり、主に個人および中堅・中小企業の顧客に対して、全国の店舗・ATMネットワーク等を通じ、銀行業務やその他の金融サービスを提供しております。

#### (個人部門)

個人顧客に対して、全国の店舗・ATMネットワークに加え、テレホンバンキングサービス、インターネットバンキングサービス等を通じ、住宅ローン等の個人ローン、クレジットカード、預金、資産運用商品、コンサルティングサービス等の金融商品・サービスを提供しております。

#### (法人部門)

国内の中堅・中小企業、地方自治体、公共法人等に対して、融資、シンジケートローン、ストラクチャードファイナンス、アドバイザリー業務等の金融サービスの提供や、資本市場での資金調達のサポート等を行っております。

#### (市場部門・その他)

顧客の財務・事業リスクコントロールニーズに対応するデリバティブやその他のリスクヘッジ商品を提供すること等を通じて、個人部門、法人部門の業務をサポートしております。また、外国為替取引や債券トレーディング、資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M)等も行っております。なお、このセグメントの計数には本部・管理部門の経費等を含んでおります。

### [みずほインベスターズ証券]

みずほインベスターズ証券は、グローバルリテールグループの個人および法人顧客に証券サービスを提供しております。法人顧客に対しては、資本市場での資金調達のサポート等も行っております。

### [その他]

みずほキャピタル、みずほビジネス金融センター等、みずほインベスターズ証券を除くみずほ銀行の子会社から構成され、主にグローバルリテールグループの顧客に対して、金融商品・サービスを提供しております。

## [グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ]

### [みずほ信託銀行]

みずほ信託銀行はグローバルアセット&ウェルスマネジメントグループの中核会社であり、信託、不動産、証券化、ストラクチャードファイナンス、年金及び資産運用、証券代行等に関連する商品・サービスを提供しております。

### [その他]

資産管理サービス信託銀行、みずほ投信投資顧問、みずほプライベートウェルスマネジメント等、みずほ信託銀行を除くグローバルアセット&ウェルスマネジメントグループに属する会社から構成され、信託・カストディサービス、資産運用、プライベートバンキング等に関連する商品・サービスを提供しております。

### [その他]

銀行持株会社である当社並びに特定のグローバルグループに属さず幅広い顧客にサービスを提供している当社の子会社から構成され、みずほ総合研究所での調査・コンサルティング、みずほ情報総研でのIT関連サービス、みずほフィナンシャルストラテジーでの金融法人向けアドバイザリー業務等のサービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益（信託勘定償却前）、業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）及び資産の金額の算定方法

以下の報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎としております。

業務粗利益（信託勘定償却前）は、資金利益、信託報酬、役務取引等利益、特定取引利益及びその他業務利益の合計であります。

業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）は、業務粗利益（信託勘定償却前）から経費（除く臨時処理分）及びその他（持分法による投資損益等連結調整）を控除等したものであります。

経営者が各セグメントの資産情報を資源配分や業績評価のために使用することはないことから、セグメント別資産情報は作成していません。

セグメント間の取引に係る業務粗利益（信託勘定償却前）は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益（信託勘定償却前）及び業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）の金額に関する情報

(単位:百万円)

	グローバルコーポレートグループ						グローバルリテールグループ						グローバルアセット & ウェルスマネジメント グループ		その他	合計			
	みずほコーポレート銀行			みずほ 証券	その他		みずほ銀行			みずほ インベ スター ズ証券	その他		みずほ 信託 銀行	その他					
	国内	国際	市場 その他				個人	法人	市場 その他										
業務粗利益 (信託勘定償却前)																			
金利収支	230,378	204,836	88,500	41,700	74,636	4,494	30,036	307,261	285,885	123,100	133,500	29,285	287	21,088	20,789	20,284	505	4,886	553,544
非金利収支	321,081	192,384	55,800	22,900	113,684	95,623	33,074	163,495	135,807	16,200	62,800	56,807	24,385	3,302	68,234	46,254	21,979	5,458	547,352
計	551,460	397,221	144,300	64,600	188,321	91,128	63,110	470,756	421,693	139,300	196,300	86,093	24,672	24,390	89,023	66,538	22,485	10,344	1,100,896
経費 (除く臨時処理分)	235,348	116,517	44,900	32,800	38,817	80,692	38,138	303,860	279,368	120,800	112,700	45,868	20,301	4,191	64,185	44,465	19,720	6,455	596,938
その他	28,257	-	-	-	-	-	28,257	8,031	-	-	-	-	-	8,031	930	-	930	1,746	38,966
業務純益 (信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前)	287,854	280,703	99,400	31,800	149,503	10,436	3,284	158,864	142,325	18,500	83,600	40,225	4,371	12,167	23,908	22,073	1,834	5,635	464,991

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益（信託勘定償却前）を記載しております。

2. 「その他」、「その他」、「その他」には、各グローバルグループを構成する会社間の内部取引として消去すべきものが含まれております。「その他」には各グローバルグループ間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

4. 報告セグメント合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）  
上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務粗利益（信託勘定償却前）及び業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）と中間連結損益計算書計上額は異なっており、当中間連結会計期間での差異調整は以下のとおりであります。

(1) 報告セグメントの業務粗利益(信託勘定償却前)の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額  
(単位:百万円)

業務粗利益(信託勘定償却前)	金額
報告セグメント計	1,100,896
その他経常収益	58,058
営業経費	639,393
その他経常費用	95,731
中間連結損益計算書の経常利益	423,829

(2) 報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益計上額

(単位:百万円)

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	金額
報告セグメント計	464,991
信託勘定与信関係費用	-
経費(臨時処理分)	42,455
不良債権処理額	29,982
株式関係損益	10,567
特別損益	27,247
その他	41,842
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	451,076

(追加情報)

当中間連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位:百万円)

日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	合計
1,261,646	66,777	61,717	59,730	1,449,871

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「日本」には当社及び国内連結子会社(海外店を除く)、「米州」にはカナダ、アメリカ等に所在する連結子会社(海外店を含む)、「欧州」にはイギリス等に所在する連結子会社(海外店を含む)、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール等に所在する連結子会社(海外店を含む)の経常収益を記載しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	グローバルコーポレートグループ						グローバルリテールグループ						グローバルアセット & ウェルスマネジメント グループ		その他	合計			
	みずほコーポレート銀行			みずほ 証券	その他	みずほ銀行			みずほ インベ スター ズ証券	その他	みずほ 信託 銀行	その他							
	国内	国際	市場 その他			個人	法人	市場 その他											
減損損失	814	814	-	-	814	-	-	1,728	1,633	-	-	1,633	94	-	2	2	-	-	2,545

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	グローバルコーポレートグループ						グローバルリテールグループ						グローバルアセット & ウェルスマネジメント グループ		その他	合計			
	みずほコーポレート銀行			みずほ 証券	その他	みずほ銀行			みずほ インベ スター ズ証券	その他	みずほ 信託 銀行	その他							
	国内	国際	市場 その他			個人	法人	市場 その他											
当中間期償却額	-	-	-	-	-	-	-	37	-	-	-	-	-	37	-	-	-	37	-
当中間期末残高	-	-	-	-	-	-	-	1,297	-	-	-	-	-	1,297	-	-	-	1,297	-

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

当社の連結子会社であるみずほ証券株式会社(以下「旧みずほ証券」という。)と持分法適用の関連会社である新光証券株式会社(以下「新光証券」という。)は、それぞれ平成21年3月4日の取締役会の承認を経て合併契約を締結し、平成21年4月3日に開催された両社の株主総会において当該合併契約承認が決議され、平成21年5月7日に合併(以下「本合併」という。)致しました。

被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、議決権比率、取得企業を決定するに至った主な根拠

- a. 被取得企業の名称 新光証券株式会社
- b. 事業の内容 金融商品取引業
- c. 企業結合を行った主な理由 みずほフィナンシャルグループの一員として、銀行系の証券会社としての強みを生かし、先行きの不透明感の強い市場の中で競争力をつけるとともに、お客さまへのサービス提供力を向上させ、更には、グローバルベースで競争力のある最先端の総合金融サービスを提供できる体制への再構築が必要であると判断したため
- d. 企業結合日 平成21年5月7日
- e. 企業結合の法的形式 新光証券を吸収合併存続会社とし、旧みずほ証券を吸収合併消滅会社とした合併
- f. 結合後企業の名称 みずほ証券株式会社
- g. 議決権比率 企業結合直前に所有していた議決権比率 27.32%  
企業結合日に追加取得した議決権比率 32.19%  
取得後の議決権比率 59.51%
- h. 取得企業を決定するに至った主な根拠 法的に消滅会社となる旧みずほ証券の株主である株式会社みずほコーポレート銀行が、本合併により新会社の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合会計上は旧みずほ証券が取得企業に該当し、新光証券が被取得企業となったもの

中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成21年5月7日から平成21年9月30日まで

被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	旧みずほ証券の普通株式	107,864百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	118百万円
取得原価		107,983百万円

合併比率、算定方法、交付株式数、段階取得に係る損益

a. 合併比率

会社名	新光証券(存続会社)	旧みずほ証券(消滅会社)
合併比率	1	122

b. 算定方法

旧みずほ証券及び新光証券は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、それぞれ合併比率算定のための第三者評価機関を任命し、その算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

c. 交付株式数

普通株式 815,570,000株

d. 段階取得に係る損益 13,670百万円(特別損失に含んでおります。)

発生した負ののれんの金額、発生原因、会計処理

a. 発生した負ののれんの金額 67,916百万円(特別利益に含んでおります。)

b. 発生原因

被取得企業に係る当社の持分額と取得原価との差額によります。

c. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)の早期適用により、負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	2,321,155百万円
	うち特定取引資産	1,008,003百万円
b. 負債の額	負債合計	2,020,673百万円
	うち特定取引負債	671,840百万円

のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	73,949百万円	
b. 主要な種類別の内訳		
	顧客関連資産	73,949百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間		
	顧客関連資産	16年

取得企業の合併に伴う持分変動損益 34,408百万円（特別損失に含んでおります。）

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）  
該当ありません。

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社の連結子会社であるみずほ証券株式会社（以下「旧みずほ証券」という。）と持分法適用の関連会社である新光証券株式会社（以下「新光証券」という。）は、それぞれ平成21年3月4日の取締役会の承認を経て合併契約を締結し、平成21年4月3日に開催された両社の株主総会において当該合併契約承認が決議され、平成21年5月7日に合併（以下「本合併」という。）いたしました。

被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、議決権比率、取得企業を決定するに至った主な根拠

a. 被取得企業の名称	新光証券株式会社
b. 事業の内容	金融商品取引業
c. 企業結合を行った主な理由	みずほフィナンシャルグループの一員として、銀行系の証券会社としての強みを生かし、先行きの不透明感の強い市場の中で競争力をつけるとともに、お客さまへのサービス提供力を向上させ、更には、グローバルベースで競争力のある最先端の総合金融サービスを提供できる体制への再構築が必要であると判断したため
d. 企業結合日	平成21年5月7日
e. 企業結合の法的形式	新光証券を吸収合併存続会社とし、旧みずほ証券を吸収合併消滅会社とした合併
f. 結合後企業の名称	みずほ証券株式会社
g. 議決権比率	企業結合直前に所有していた議決権比率 27.32% 企業結合日に追加取得した議決権比率 32.19% 取得後の議決権比率 59.51%
h. 取得企業を決定するに至った 主な根拠	法的に消滅会社となる旧みずほ証券の株主である株式会社みずほコーポレート銀行が、本合併により新会社の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合会計上は旧みずほ証券が取得企業に該当し、新光証券が被取得企業となったもの

連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間  
平成21年5月7日から平成22年3月31日まで

被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	旧みずほ証券の普通株式	107,864百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	118百万円
取得原価		107,983百万円

合併比率、算定方法、交付株式数、段階取得に係る損益

a. 合併比率

会社名	新光証券（存続会社）	旧みずほ証券（消滅会社）
合併比率	1	122

b. 算定方法

旧みずほ証券及び新光証券は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、それぞれ合併比率算定のための第三者評価機関を任命し、その算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

c. 交付株式数

普通株式 815,570,000株

d. 段階取得に係る損益 13,670百万円（特別損失に含んでおります。）

発生した負ののれんの金額、発生原因、会計処理

a. 発生した負ののれんの金額 67,916百万円（特別利益に含んでおります。）

b. 発生原因

被取得企業に係る当社の持分額と取得原価との差額によります。

c. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）の早期適用により、負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	2,321,155百万円
	うち特定取引資産	1,008,003百万円
b. 負債の額	負債合計	2,020,673百万円
	うち特定取引負債	671,840百万円

のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	73,949百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	73,949百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16年

取得企業の合併に伴う持分変動損益 34,408百万円（特別損失に含んでおります。）

## ( 1株当たり情報 )

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1株当たり純資産額	175円05銭	179円55銭	191円53銭
1株当たり中間(当期)純利益金額	6円89銭	19円15銭	16円29銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	6円17銭	17円50銭	15円57銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円	5,605,965	6,689,256	5,837,053
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,949,978	2,822,795	2,871,059
(うち優先株式払込金額)	百万円	(630,976)	(522,696)	(535,971)
(うち優先配当額)	百万円	(-)	(-)	(11,086)
(うち新株予約権)	百万円	(2,307)	(2,778)	(2,301)
(うち少数株主持分)	百万円	(2,316,695)	(2,297,321)	(2,321,700)
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額	百万円	2,655,987	3,866,460	2,965,993
1株当たり純資産額の算定に用いら れた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	15,171,975	21,533,929	15,485,000

(注) 2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	87,806	341,759	239,404
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	11,086
(うち優先配当額)	百万円	(-)	(-)	(11,086)
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	87,806	341,759	228,317
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	12,743,594	17,846,169	14,013,057

(注) 3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	4	11	9,975
(うち優先配当額)	百万円	(-)	(-)	(9,985)
(うち連結子会社の潜在株式 による調整額)	百万円	(4)	(11)	(9)
普通株式増加数	千株	1,467,650	1,676,693	1,291,167
(うち優先株式)	千株	(1,463,600)	(1,668,715)	(1,284,504)
(うち新株予約権)	千株	(4,050)	(7,977)	(6,663)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要				

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
		1. 当社は、平成22年 5月14日に、新株式発行について取締役会決議を行い、新株式に関する発行登録書を関東財務局長に提出しております。発行登録書の概要は以下のとおりであります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 募集有価証券の種類 当社普通株式</li> <li>(2) 発行予定期間 発行登録の効力発生日から 1年を経過する日まで (平成22年 5月22日～平成23年 5月21日)</li> <li>(3) 募集方法 一般募集</li> <li>(4) 発行予定額 8,000 億円を上限とします。</li> <li>(5) 資金用途 当社の連結子会社への出資に充当する予定です。</li> <li>(6) 引受証券会社(予定) 引受人のうち、主たるものは、みずほ証券株式会社(東京都千代田区大手町一丁目 5番 1号)、野村證券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目 9番 1号)、JPMorgan証券株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目 7番 3号)及びメリルリンチ日本証券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目 4番 1号)を予定しております。</li> </ul>
		2. 当社は、当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行が保有する株式会社オリエントコーポレーションの転換可能な優先株式を普通株式へ転換することにより、平成22年度上期中を別途に同社を当社の持分法適用関連会社とすることを平成22年5月14日の取締役会において決議いたしました。転換後の同社に対する当社の議決権比率は27.2%になる見込みです。

## 2【その他】

### (1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
経常収益	781,561	736,710
資金運用収益	404,774	370,882
(うち貸出金利息)	262,584	225,136
(うち有価証券利息配当金)	97,161	99,044
信託報酬	13,666	13,478
役務取引等収益	142,941	143,257
特定取引収益	112,119	98,277
その他業務収益	29,467	89,503
その他経常収益	1	21,312
経常費用	662,573	524,576
資金調達費用	104,860	90,010
(うち預金利息)	41,292	28,796
(うち債券利息)	3,163	1,853
役務取引等費用	22,601	26,002
特定取引費用	-	34
その他業務費用	54,104	41,342
営業経費	330,871	311,817
その他経常費用	2	55,438
経常利益	118,988	212,134
特別利益	3	23,645
特別損失	4	2,928
税金等調整前四半期純利益	123,388	232,852
法人税、住民税及び事業税	6,427	5,298
法人税等還付税額	251	
法人税等調整額	928	9,196
法人税等合計	5,750	14,495
少数株主損益調整前四半期純利益	117,638	218,356
少数株主利益	25,340	26,445
四半期純利益	92,298	191,911

<p>前第 2 四半期連結会計期間  (自 平成21年 7月 1日  至 平成21年 9月30日)</p>	<p>当第 2 四半期連結会計期間  (自 平成22年 7月 1日  至 平成22年 9月30日)</p>
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益58,328百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額77,511百万円、貸出金償却18,489百万円、一部の国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における信用リスク減殺取引に係る費用16,190百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益11,386百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、証券子会社の合併関連費用4,176百万円、減損損失2,412百万円、固定資産処分損1,960百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益12,018百万円、睡眠預金の収益計上額4,473百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却19,252百万円、株式等償却17,988百万円、株式等売却損12,932百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益17,596百万円、貸倒引当金戻入益5,772百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、減損損失1,546百万円、固定資産処分損1,261百万円を含んでおります。</p>

3【中間財務諸表】  
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び預金	12,322	10,395	15,133
有価証券	-	751,620	-
未収入金	808	3,488	858
その他	3,397	9,069	4,735
流動資産合計	16,528	774,573	20,727
<b>固定資産</b>			
有形固定資産	1 1,276	1 1,546	1 1,205
無形固定資産	3,708	3,261	3,679
投資その他の資産	5,208,975	5,200,595	5,200,357
関係会社株式	5,233,951	5,187,202	5,187,202
その他	2 7,880	2 13,392	2 13,155
投資損失引当金	32,856	-	-
固定資産合計	5,213,961	5,205,402	5,205,243
資産合計	5,230,489	5,979,975	5,225,971
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>			
短期借入金	700,000	700,000	700,000
短期社債	270,000	380,000	260,000
未払法人税等	65	65	93
賞与引当金	260	260	259
その他	5,197	5,659	6,209
流動負債合計	975,523	1,085,985	966,562
<b>固定負債</b>			
社債	240,000	240,000	240,000
退職給付引当金	1,360	1,622	1,470
資産除去債務	-	639	-
その他	2,751	6,549	6,792
固定負債合計	244,111	248,810	248,262
負債合計	1,219,635	1,334,796	1,214,824
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>			
資本金	1,805,565	2,181,375	1,805,565
<b>資本剰余金</b>			
資本準備金	649,841	1,025,651	649,841
資本剰余金合計	649,841	1,025,651	649,841
<b>利益剰余金</b>			
利益準備金	4,350	4,350	4,350
その他利益剰余金	1,554,688	1,435,279	1,554,974
繰越利益剰余金	1,554,688	1,435,279	1,554,974
利益剰余金合計	1,559,038	1,439,629	1,559,324
自己株式	5,183	3,195	5,184
株主資本合計	4,009,261	4,643,460	4,009,546
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金	51	66	44
評価・換算差額等合計	51	66	44
新株予約権	1,643	1,786	1,643
純資産合計	4,010,853	4,645,179	4,011,146
負債純資産合計	5,230,489	5,979,975	5,225,971

## ( 2 ) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益	19,607	32,606	33,792
営業費用			
販売費及び一般管理費	1 9,638	1 9,615	1 19,807
営業費用合計	9,638	9,615	19,807
営業利益	9,968	22,991	13,984
営業外収益	2 2,700	2 5,622	2 5,753
営業外費用	3 9,620	3 11,843	3 18,650
経常利益	3,048	16,770	1,086
特別利益	-	-	4 2,227
特別損失	3	202	17
税引前中間純利益	3,044	16,567	3,296
法人税、住民税及び事業税	2	2	4
法人税等調整額	50	20	88
法人税等合計	48	17	83
中間純利益	3,093	16,585	3,379

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	1,540,965	1,805,565	1,540,965
当中間期変動額			
新株の発行	264,600	375,810	264,600
当中間期変動額合計	264,600	375,810	264,600
当中間期末残高	1,805,565	2,181,375	1,805,565
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	385,241	649,841	385,241
当中間期変動額			
新株の発行	264,600	375,810	264,600
当中間期変動額合計	264,600	375,810	264,600
当中間期末残高	649,841	1,025,651	649,841
資本剰余金合計			
前期末残高	385,241	649,841	385,241
当中間期変動額			
新株の発行	264,600	375,810	264,600
当中間期変動額合計	264,600	375,810	264,600
当中間期末残高	649,841	1,025,651	649,841
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	4,350	4,350	4,350
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	4,350	4,350	4,350
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	1,683,272	1,554,974	1,683,272
当中間期変動額			
剰余金の配当	131,015	134,966	131,015
中間純利益	3,093	16,585	3,379
自己株式の処分	661	1,314	662
当中間期変動額合計	128,583	119,695	128,297
当中間期末残高	1,554,688	1,435,279	1,554,974
利益剰余金合計			
前期末残高	1,687,622	1,559,324	1,687,622
当中間期変動額			
剰余金の配当	131,015	134,966	131,015
中間純利益	3,093	16,585	3,379
自己株式の処分	661	1,314	662
当中間期変動額合計	128,583	119,695	128,297
当中間期末残高	1,559,038	1,439,629	1,559,324

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
<b>自己株式</b>			
前期末残高	6,218	5,184	6,218
当中間期変動額			
自己株式の取得	3	1	4
自己株式の処分	1,037	1,989	1,038
当中間期変動額合計	1,034	1,988	1,033
当中間期末残高	5,183	3,195	5,184
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	3,607,610	4,009,546	3,607,610
当中間期変動額			
新株の発行	529,200	751,620	529,200
剰余金の配当	131,015	134,966	131,015
中間純利益	3,093	16,585	3,379
自己株式の取得	3	1	4
自己株式の処分	376	675	376
当中間期変動額合計	401,650	633,913	401,936
当中間期末残高	4,009,261	4,643,460	4,009,546
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	32	44	32
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	19	22	12
当中間期変動額合計	19	22	12
当中間期末残高	51	66	44
<b>新株予約権</b>			
前期末残高	1,032	1,643	1,032
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	611	142	611
当中間期変動額合計	611	142	611
当中間期末残高	1,643	1,786	1,643
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	3,608,611	4,011,146	3,608,611
当中間期変動額			
新株の発行	529,200	751,620	529,200
剰余金の配当	131,015	134,966	131,015
中間純利益	3,093	16,585	3,379
自己株式の取得	3	1	4
自己株式の処分	376	675	376
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	591	120	598
当中間期変動額合計	402,242	634,033	402,534
当中間期末残高	4,010,853	4,645,179	4,011,146

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式、関連会社株式及び時価のない其他有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。	有価証券の評価は、子会社株式、関連会社株式及びその他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 8年～50年 器具及び備品 : 2年～17年 (2) 無形固定資産 商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 5年～50年 器具及び備品 : 2年～17年 (2) 無形固定資産  同左	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 8年～50年 器具及び備品 : 2年～17年 (2) 無形固定資産  同左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費及び社債発行費については発生時に全額費用処理しております。	株式交付費については発生時に全額費用処理しております。	株式交付費及び社債発行費については発生時に全額費用処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。	(1) 賞与引当金  同左  (2) 退職給付引当金  同左	(1) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
5. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は63百万円、税引前中間純利益は265百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は639百万円であります。</p>	

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成21年7月23日を払込期日とする募集による新株式発行(2,804,400千株)は、引受会社が払込金額(1株当たり176.40円)にて買取引受けを行い、これを払込金額と異なる発行価格(1株当たり184円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では、払込金額の総額と発行価格の総額の差額は引受会社の手取金とし、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。従って、営業外費用には本発行に係る引受手数料相当額21,313百万円は含まれておりません。</p>	<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成22年7月21日を払込期日とする募集による新株式発行(5,609,000千株)は、当初買取引受会社が払込金額(1株当たり125.27円)にて買取引受けを行い、引受会社がこれを払込金額と異なる発行価格(1株当たり130円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では、払込金額の総額と発行価格の総額の差額は当初買取引受会社の手取金とし、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。従って、営業外費用には本発行に係る引受手数料相当額26,530百万円は含まれておりません。</p>	<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成21年7月23日を払込期日とする募集による新株式発行(2,804,400千株)は、引受会社が払込金額(1株当たり176.40円)にて買取引受けを行い、これを払込金額と異なる発行価格(1株当たり184円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では、払込金額の総額と発行価格の総額の差額は引受会社の手取金とし、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。従って、営業外費用には本発行に係る引受手数料相当額21,313百万円は含まれておりません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は1,549百万円となっております。</p> <p>2.担保に供している資産 投資その他の資産のうち3,398百万円</p> <p>3.保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証276,226百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>みずほコーポレート銀行 26,843百万円</p> <p>Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 1,471百万円</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は2,104百万円となっております。</p> <p>2.担保に供している資産 投資その他の資産のうち8,503百万円</p> <p>3.保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証129,070百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行のドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>34,797百万円</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は1,709百万円となっております。</p> <p>2.担保に供している資産 投資その他の資産のうち8,507百万円</p> <p>3.保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証284,872百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行のドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>32,471百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 169百万円</p> <p>無形固定資産 743百万円</p> <p>2.営業外収益のうち主要なもの</p> <p>新株式発行及び社債発行等に係る関係会社受入手数料 2,293百万円</p> <p>受取利息 28百万円</p> <p>有価証券利息 1百万円</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>新株式発行及び社債発行等に係る費用 4,116百万円</p> <p>支払利息 2,916百万円</p> <p>社債利息 1,752百万円</p> <p>短期社債利息 794百万円</p>	<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 197百万円</p> <p>無形固定資産 659百万円</p> <p>2.営業外収益のうち主要なもの</p> <p>受入手数料 5,077百万円</p> <p>有価証券利息 81百万円</p> <p>受取利息 8百万円</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>社債利息 5,077百万円</p> <p>新株式発行に係る費用 3,417百万円</p> <p>支払利息 2,392百万円</p> <p>短期社債利息 600百万円</p>	<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 366百万円</p> <p>無形固定資産 1,468百万円</p> <p>2.営業外収益のうち主要なもの</p> <p>受入手数料 2,538百万円</p> <p>新株式発行及び社債発行等に係る関係会社受入手数料 2,402百万円</p> <p>受取利息 35百万円</p> <p>有価証券利息 1百万円</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>社債利息 6,858百万円</p> <p>支払利息 5,521百万円</p> <p>新株式発行及び社債発行等に係る費用 4,220百万円</p> <p>短期社債利息 1,537百万円</p> <p>4.特別利益のうち主要なもの</p> <p>関係会社清算益 2,227百万円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	11,335	14	1,960	9,390	注1
第十一回第十一 種優先株式	2,801	317,665	-	320,466	注2
合計	14,136	317,679	1,960	329,856	

注1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使(1,954千株)及び単元未満株式の買増請求に応じたこと(6千株)によるものであります。

2 増加は取得請求によるものであります。

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	9,397	8	3,761	5,644	注1
第十一回第十一 種優先株式	415,471	13,275	-	428,746	注2
合計	424,868	13,283	3,761	434,390	

注1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使(3,760千株)及び単元未満株式の買増請求に応じたこと(1千株)によるものであります。

2 増加は取得請求によるものであります。

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	11,335	23	1,962	9,397	注1
第十一回第十一 種優先株式	2,801	412,670	-	415,471	注2
合計	14,136	412,693	1,962	424,868	

注1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使(1,954千株)及び単元未満株式の買増請求に応じたこと(8千株)によるものであります。

2 増加は取得請求によるものであります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)
オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち 解約不能のものに係る未経過リース料 (借主側) 1年内 3,518百万円 1年超 10,540百万円 合計 14,058百万円 (貸主側) 1年内 1,860百万円 1年超 5,582百万円 合計 7,443百万円	オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち 解約不能のものに係る未経過リース料 (借主側) 1年内 3,516百万円 1年超 7,024百万円 合計 10,540百万円 (貸主側) 1年内 1,860百万円 1年超 3,721百万円 合計 5,582百万円	オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち 解約不能のものに係る未経過リース料 (借主側) 1年内 3,518百万円 1年超 8,781百万円 合計 12,299百万円 (貸主側) 1年内 1,860百万円 1年超 4,652百万円 合計 6,512百万円

## (有価証券関係)

前中間会計期間末(平成21年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	137,171	361,450	224,278

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	137,171	245,902	108,730

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	5,046,034
関連会社株式	3,996

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

前事業年度末(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	137,171	315,980	178,808

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	5,046,034
関連会社株式	3,996

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		<p>当社は、平成22年5月14日に、新株式発行について取締役会決議を行い、新株式に関する発行登録書を関東財務局長に提出しております。発行登録書の概要は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 募集有価証券の種類 当社普通株式</li><li>(2) 発行予定期間 発行登録の効力発生日から1年を経過する日まで（平成22年5月22日～平成23年5月21日）</li><li>(3) 募集方法 一般募集</li><li>(4) 発行予定額 8,000億円を上限とします。</li><li>(5) 資金用途 当社の連結子会社への出資に充当する予定です。</li><li>(6) 引受証券会社（予定） 引受人のうち、主たるものは、みずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）、野村證券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目9番1号）、JPモルガン証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目7番3号）及びメリルリンチ日本証券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目4番1号）を予定しております。</li></ul>

4【その他】

該当ありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永野 隆一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月25日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 暢子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永野 隆一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月25日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 暢子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。